

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

# CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

## 自治省が、人間の尊厳と自由を、 背番号コードとカードで踏みしめる

### 去

る二月一八日、戦後何度目かの、「国民総背番号法案(骨子)」が発表された。自治省の役人が作ったもので、「住民基本台帳法の一部を改正する法律案(骨子)」の名が示すように、住民基本台帳をベースとしたもの。

具体的には、国民一人ひとりに強制的に十ケタの「背番号コード(住民票コード)」を付け、全国共通のIC仕様の「国民登録証カード(住民基本台帳カード)」を持たせ、すべての国民を全国ベースのコンピュータシステム(住民基本台帳ネットワークシステム)で監視しようというものだ。

国民に、一人一コードを原則に、十ケタの背番号コードを付けるという。付番は、生まれたばかりの赤ん坊に、役所が十ケタの背番号コードを入れ墨するのと同じ、いわゆる出生番号方式。したがって、背番号コードは、生まれてから死ぬまで不変が原則だ。「人間の尊厳」への重大な挑戦と映る。

自治省は、生まれたときに一人ひとりに背番号コードを付けることが、「行政の効率化」に役立つと言いつつも、行政の効率化

い。だが、「人間の尊厳」を踏みにじってまでも、「行政の効率化」を優先させなければならぬ理由は何なのであるか。自治省は、いまだに国民にはまともな説明をしていない。

手許に、自治省の役人が作文し、国会議員に配った資料がある。その中で、『本人確認のために何らかの番号制度を導入している国が多い。社会保障、税務、選挙、旅券など幅広い分野で利用されている国が多いが、プライバシー保護の観点からは特段の問題は生じていない。』(筆者傍点)と説いている。

大ウソである。アメリカやカナダ、スウェーデンと、番号制度を導入している国では、問題だらけである。この、平気でウソを書く役人が制度づくりをしているのだから、事は重大だ。

一方、自治省の構想では、各人には、希望に応じてIC仕様のカードを発行するという。主婦など、身分証明書がなくて困っている人には便利はず、と自治省はいつだが、このカードは、いったん導入を許すと、お隣の韓国のように携帯の義務化へ進んでいくのは目に見えている。カードが

見当たらないために家から出歩けない、ということになりかねない。自治省は本音を話していない。カードは、国内版パスポートそして、「国民皆登録証携帯制度」へとエスカレートしていくのは必至だ。「警察国家」への道だ。国民の

「移動の自由」は役人の手中に移る。

自治省は、コードとカードの利用は法律で制限するとか、民間機関に使わせないなどの対策を講じているので、心配はないという。だが、このカードとコードのシステムについては、運用を国民の側から監視する仕組みはない。また、将来的な利用拡大についても、国会が役人・行政に牛耳られてしまっている状況では、歯止めは絶望的と見てよい。

コードとカードを使って、国民の人間としての尊厳と自由を役所が踏みしめる、自治省の「国民総背番号法案」は、「警察国家」、「データ監視社会」の実現に突き進む。この官主国家にあつては、余りにも危険である。将来に禍根を残さないためにも、各界が一丸となって葬り去らねばならない。

PIJ代表 石村耕治

主な記事

- ・『総背番号法案』に反対する見解
- ・電話プライバシー自己防衛マニュアル
- ・PIJは孤軍奮闘 事務局報告
- ・売ります買いますプライバシー

役人主導のデータ監視国家か、生活者中心の自由で効率的な社会か

自治省の『住民基本台帳法の一部改正法案』は、

全国民を丸裸にし、バーコード監視を目指す

住民票コード 住民基本台帳カード  
背番号コードと国民登録証カードの導入は国民の自由と尊厳を侵す

# 自治省の『総背番号法案』に反対する見解

プライバシー・インターナショナル・ジャパン（PIJ）

一九九八年三月二日

去る二月十九日、自治省は、『住民基本台帳法の一部改正法案（骨子）』を発表した。この法案は、国民全員に強制的に「背番号コード（住民票コード）」を付け、全国共通の「国民登録証（ID）カード（住民基本台帳カード）」の発行を狙ったもの。

（法案（骨子）は十二ページ以下に掲載）

コードとカードを使って、すべての国民を丸裸にし電子監視することをめざした、いわゆる『総背番号法案』だ。九七年六月一七日に公表した『住民基本台帳法の一部改正法案（試案）』に手を入れ、最終案として国民に是非を問うたもの。この法案の基礎となっているのは、自治省行

政局長の私的研究会が九六年三月に発表した「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会最終報告（私的研究会最終報告）」である。私的研究会最終報告と法案とは、コードとカードを使って、「国民の尊厳と自由」を国が一元的に徹底してデータ監視しようということでは一

貫しており、考え方には大きな変化はない。

自治省は、相変わらず、生まれたときに一人ひとりに背番号コードを付けることは行政側の効率性に役立つと言っただけである。「国民の尊厳と自由」にとつてどれだけ問題があることなのか、今もって国民にはほとんどまともな説明もしていない。この法案は、まさに役人主導の電子国民監視国家システム構築法案の素顔をあらわにしたといえる。

PIJ運営委員会は、自治省の法案を慎重に検討し、これに反対する見解をまとめるに至ったので発表する。

全国民をバーコードで監視

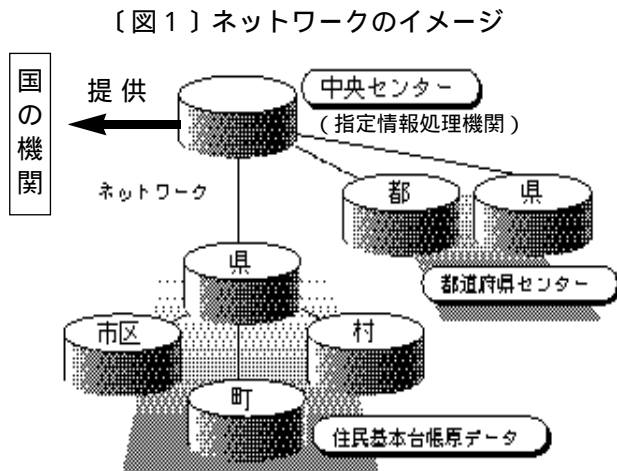
周知のように、コードとカードを使い国民をデータ監視しようというのが、かねてからの自治省の構想だ。法案によると、背番号となる住民票コードは十ケタで、市町村がランダムに付けることになる。いったん付いたコードは、入れ墨のようなもの。よほどの理由があれば別だが、「一人一コード、生涯不変」が原則。転居しても、変わらない。

背番号コードと、氏名、住所、性別、生年月日の四基本情報（本人確認情報）、背番号コード情報（は、国

PIJ

自治省の『総背番号法案』に反対する見解

いずれにせよ、背番号コード制は、すべての商品に固有のナンバーをつけて識別するバーコードシステムとなんら変わりがない。商品のバーコードを読み取れば、その商品の品名、価格、性格などを知ることができる。また、



〔図1〕ネットワークのイメージ  
民全員の分について、各自治体の垣根を越えて全国ネットのコンピュータシステム（住民基本台帳ネットワークシステム）で集約・管理することになる。このため、これまでの市区町村の組織に加え、都道府県単位組織および全国センター（指定情報処理機関）を設けることになる（図1）。

PIJ 自治省の『総背番号法案』に反対する見解

中央のコンピュータと直ちにデータ交換を行うこともできる。

バーコードシステムの出現により、以前に比べると、商品の管理はきわめて容易になった。同じように、国民一人ひとりにバーコードを付ければ管理は容易になる。まさに、『国民の人格はスーパードで売られる商品と同じように、一人ひとりにバーコードを付けて徹底的に管理する』というのが、自治省の役人の発想の原点のようだ。

こう見ると、自治省が、わざわざ「住民票コード」という名称を使ったのもうなずける。

法案では、センターのファイルに記録できるデータは、番号コードに加え、氏名、住所、性別および生年月日の基本四情報（変更のある場合は、それらの変更理由・変更年月日を含む）に限定される、としている。

ちなみに、自治省がモデルとしているのは、いわゆる「北欧方式」である。たとえば、スウェーデンの中央センター（SPAR）では、広範なデータが各人のファイルに記録されている（表1）。

このスウェーデンの例は注目値する。いったん自治省構想を許すと、センターにある各人のファイルへの入力情報は見るみる拡大していかな

〔表1〕SPRA入力情報の内訳

- ・ PIN (国民背番号)
- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 管理教区
- ・ 本籍地
- ・ 出生地
- ・ 国籍 (スウェーデン人、その他)
- ・ 婚姻関係 (独身、既婚、離別、その他)
- ・ 認知関係 (たとえば、配偶者、子どもなど被扶養者のPIN)
- ・ 所得税の賦課額
- ・ 本人および家族の所得額
- ・ 本人および家族の課税対象資産
- ・ 居住用として保有する不動産 (1戸建て、集合住宅、農家、別荘、その他)
- ・ 不動産所在地の県の地域番号
- ・ 建物の類型 (建物の種類、大きさ、建築年、1階建て、2階建て、地下室の有無、その他主たる定着物)
- ・ 不動産の評価額
- ・ ダイレクト・メール送達の是非
- ・ このファイルを最後に変更した日付

いとも限らない。たとえば法律で入力情報を限定することとしても、法律の改正自体が役人の意思でなんとでもなる国会の現状では、歯止めにはならない。将来は、本人および家族の血液型、DNA情報、資産額、職歴等々、入力情報は次第にエスカレ

ートしていくかも知れない。

この点、わが国よりも先に『統合電子住民カード』を実施しようとしている韓国の例は示唆に富んでいる。すなわち、韓国では、一枚のICカードに、住民登録証、医療保険証、運転免許証および国民年金証の証明機能を統合し、国民必携かつ警察官の提示要求に応える義務を課す、という。この『統合電子住民カード』には、住民番号、戸籍情報、血液型をはじめ、これらの証明事項にかかわる各種の情報が記録されるといふ。

早晩、わが国の自治省が構想するカードにも、中央センターのファイルにも、このような多様な個人情報記録されていくであろう。

裏で着々と準備されるカード導入

一方、背番号コード情報などを記録した全国共通の国民登録証（ID）カードは、市区町村が発行することになる。顔写真入りとし、身分証明証として使わせようと自治省はもくろんでいるようだ（次ページ図2）。

また、IC（集積回路）カードで、最高八千文字書き込める（書き換えも可能な）ものを想定しているようだ。カードの様子は自治省令で、そして

〔図2〕考えられるIDカードのイメージ



書き込みの内容は、各自治体の判断によるとしている。すなわち、条例で定めれば、犯歴から市バスの利用権まで何でも書き込める。

自治省は、背番号コード情報の利用目的は、法律で明記し、自治体条例で利用できるものも法律で明記するものと説明している。だが、背番号コードの入ったカードに自治体が独自に入力できる幅は広い。したがって、カードの利用目的も法律で規制しない限り、背番号コード情報はたれ流しになるおそれはきわめて強い。

問題なのは、自治省がかなり前から、自治体に対しカード発行につい

〔表2〕行政カードとキャッシュカードを共用化している自治体の状況

市町村名	運用開始	配布対象	備考
富山県立山町	96年6月	60歳以上	地域カードシステムモデル地域
茨城県北茨城市	95年10月	65歳以上	
静岡県豊田町	97年10月	20歳以上	地域カードシステムモデル地域
兵庫県浜坂町	未定	検討中	
兵庫県五色町	92年4月	30歳以上	地域カードシステムモデル地域
兵庫県加古川市			
兵庫県稲美町	93年10月	全住民	地域カードシステムモデル地域
兵庫県播磨町			
鳥取県米子市	未定	検討中	地域カードシステムモデル地域
島根県出雲市	91年6月	1925年以前生まれ	
広島県東広島市	95年2月		地域カードシステムモデル地域
香川県香川町	95年10月	65歳以上	
愛媛県西条市	95年10月		地域カードシステムモデル地域
熊本県山鹿市	97年10月	全住民	
大分県佐伯市	92年8月	20歳以上	

て、水面下で準備作業を行うよう工作してきていることである。「市民カード」や「地域カードシステム」導入が各地で相次いでいるのは、このためだ(表2)。

自治体は、カード導入にあたり、住民に対したくく利便性のみを強調

しがちである。救命や病気治療などの理由を前面に押し出し、本人や家族の血液型、病歴や常用薬などをカードに記録させるケースもめだつてきている。自治体によつては、キャッシュカード機能までつけて、カードを携帯するくせまでつけさせようとしている。

とも可能だ。近いうちに国民全員に指紋を出せ、歯型の写真を撮らせろ、と役人が言い出すかも知れない。

自治省の役人の狡猾さも目に余るが、中央に盲従の自治体もふがいない。自治体の議員は何のためにいるのか。

自治体の中でも、とくに問題なのが岐阜県のケースだ。ここでは、梶原知事(元建設省)と森元副知事(元自治省)の元役人コンビが、背番号コードとICカードの初めての都道府県レベルでの実験計画を始めようとしている。そればかりではない。「産学官ICカード導入研究会」を組織し、コンピュータ業者などと結託し、自治省が世論を気にして言葉をごしているコードとカードの民間利用にまで踏み込んで実験を進めていることだ。

このように、自治省は水面下で全国共通の国民登録証(ED)カードの下地づくりを懸命にやっている。しかし、ここでは、カードに記録する個人情報やどう限定するかなどの議論はまったくやっていない。このままでは、自治体というループホール(抜け道)を使つて、カードの中へ、職歴や所得額、さらにはデジタル化した指紋やDNA情報などの書き込みに進む恐れがある。

現在の先端技術を使えば、指紋や歯型などをイメージスキャナ(画像情報読取装置)を使って読み取り、デジタル情報としてICカードの中に保存するこ

こうした知事を、自治相の私的懇談会にかかえ込み、許されざる実験を黙認している黒幕は自治省の責任は重い。同省は、ただちにカモフラージュされた電子収容所列島化をねらいとした岐阜実験場での裏口実験をただちに止めるべきである。

法案(骨子)では、「住民票コードの利用権限を有しない者は、契約の相手方に対し、住民票コードを告知することを要求してはならない」とし、コードの民間利用に歯止めをか

PIJ 自治省の「総背番号法案」に反対する見解

ける方向を打ち出してはいる。しかし、岐阜実験場での裏口民間利用実験を見る限りでは、早晚、民間利用は解禁の方向へ進むのには目に見えてはいる。

ねらいは

#### 国民皆登録証携帯制度

自治省は、背番号コード入りの国民登録証（ID）カードがあれば、住民票交付や転出、転入の手続きを簡素化できるといふ。ひいては、カードを提示した人には、行政サービスを全国共通に提供できるようになるといふ。また将来的には、パスポートの発給や運転免許証の発行、緊急時や選挙の際の本人確認などにも利用できるという。さらに、介護保険制度導入後の利用なども示唆している。

自治省は、背番号コードを国や自治体を通じた共通番号とし、国民登録証（ID）カードの多目的利用（汎用）を狙っている。法案では、カードは希望者にだけ発行するとしている。しかし、カードなしに行政サービスを受けるのが難しくなるのには目に見えてはいる。また将来、韓国の「統合電子住民カード」構想のように、常時携帯させ、警察官の提示要求に応じなければならぬ、という方向にエスカレートしていくのも

#### PIJ 自治省の「総背番号案」に反対する見解

必至であろう。

まさに、自治省役人のねらいは「国民登録証携帯制度」の導入だ。言い換えると「国内パスポート（旅券）ないしは「居住許可証」制度を入れようというのが本音。

隣国の韓国と同様、住民基本台帳カードをもっていない者は「スパイ」か、外国人 ということになりかねない。新しい差別が開始されることになる。

#### ICカードはきわめて危険

ICカードに記録された背番号コードやその他の個人情報の絶対的安全が守られ、ICカードの偽造が完全に防止できる可能性などない。現在でも、個人情報の横流しが日常化している。紛失したり盗難にあったICカードに記録された背番号コードやその他の個人情報（商品）として密売される懸念も強い。また、密航者グループを捕らえてみたら、全員が市区町村発行の背番号コード情報入りの偽造された国民登録証（ID）カードを携帯していた、という笑えない話も出てくるに違いない。いずれにしても、さまざま自分のプライバシーの詰まったICカードを日常持ち歩くことなど、よく考えてみるとバカげている。第一、特別

の読取機を持つていない本人（情報主体）には、カードに書き込まれた内容が読めない。また、普通の人が、住民票の交付を申請したり、免許証やパスポートの発行を求めて、毎日、役所の窓口に並ぶわけでもない。

むしろ、紛失や盗難などを考えたらICカードを老人から子供まで大多数の国民に持たせるのは、不必要であるばかりか、危険ですらある。

国民には毎年更新する義務が課されたり、一億枚のカード納入をめぐって、業者とのあらたなゆ着が生まれるなど、利権のそづくつになる恐れもある。

現在行政が発行済みのものも含め、容量の大きいIC仕様のカードの発行は法律で禁止すべきである。

アメリカ、カナダ、スウェーデンなど、何らかの番号制を導入している先進諸国においても、内国民に対して顔写真付き・番号付きの国民登録証（ID）カードの携帯を義務付けているケースはほとんどない。役人が、国民を常時監視しようとの不純な考えを持たないようにするためにも、全国統一仕様の国民登録証（ID）カードの発行は絶対に認めてはならない。

国内を歩くのにパスポート（旅券）が必要な国にする権限など、自治省

の役人にはないはずだ。

カード発行の問題を過小に評価し、見過ごせば後で大変なことになる。

カードなしに街中を歩けなくなったり、勤めに出られなくなるのもちろんのことである。そればかりか、私たち国民は、社会生活の面で広く「個人としてではなく、非人間的に、カードとして扱われる」ことになってしまふ。私たちは、こんな人間証明カード社会は、望んでいない。私たちは、人間クレジットカードになりたくない。

#### 中身ゼロの

#### プライバシー保護措置

自治省は、「本人確認情報」つまり背番号コード情報の不法な利用などの懸念に関して、「OECD八原則等を踏まえた保護措置に関する規定を整備し、技術上も万全な保護措置を講ずる」ので、大丈夫だといふ。しかし、法案に盛り込まれた保護策なるものは、現実と遊離し有名無実化している。

例えば、背番号コード情報に携わる職員に守秘義務を課すとか、情報の移転には専用通信回線を使うなどの措置が典型である。また、背番号コード情報を管理する都道府県および全国センター（指定情報処理機関）

に背番号コード情報を保護するため  
に審議会や委員会を置くことなども  
同様である。

こうした保護策は、背番号コード  
情報が多目的に供されない場合には、  
ある程度効果が期待できる。ところが、  
自治省が考えているように、公  
的介護保険など福祉分野に使うとな  
ると、背番号コード情報は民間分野  
に幅広く流通してしまう。行政間で  
は情報の移転に専用通信回線を使う  
というが、民間にも背番号コード情  
報が流通してしまった状況の下で、  
何を守るうというのか。明らかに血  
税のムダ遣いである。

また、民間機関が入手した背番号  
コード情報を横流ししたとしても、  
情報主体である本人がそれを追求す  
るのは至難のわざである。それどこ  
ろか、民間でたれ流しされているか  
どうかすらも、本人にはわからない  
のである。

国の個人情報保護法は、民間分野  
や背番号コード情報（住民基本台帳ネ  
ットワーク）システムには適用されな  
い。また、民間や各種行政機関に幅  
広く流通することになる背番号コー  
ド情報に関する濫用監視や苦情処理  
については、都道府県や全国センタ  
ーに設けられる審議会や委員会のよ  
うな組織では、ほとんど対応ができ

ないのは目に見えている。

国および自治体が、民間分野にも  
適用ある包括的な個人情報保護法を  
制定することが先ではないか。また、  
行政の縦割りを越え、しかも民間分  
野も含め個人情報保護にあたる、  
独立監視機関（プライバシー・オンブ  
ズマン）の設置も不可欠だ。カナダ  
やオーストラリアの連邦議会直属の  
プライバシー・コミッション、ス  
ウェーデンのデータ検査院などを見  
習うべきである。自治省が音頭をと  
って、国会直属のプライバシー・オ  
ンブズマンの設置に努力することな  
ど、少しは国民のためになることを  
してはどうか。

法案では、背番号コード情報を取り  
扱う機関や長に「漏えい防止など、必  
要な安全確保措置を講じなければなら  
ない」とか、「苦情の適切かつ迅速な  
な処理に努めなければならない」とか、  
空虚な表現が目につく。実効性のある  
具体的な保護策を何ら示していない。

自治省は、「二十一世紀の高度情報  
化社会のために」とかいって、全  
国民バーコード監視システムを自  
分らで持ち上げてはいるものの、余  
りにも貧弱なプライバシー保護策に  
は、あきれるばかりである。

ポーズだけの

地方分権的な管理

自治省は、背番号コードと国民登  
録証（ID）カードの導入は、「地方  
分権の流れに対応」し、「住民基本台  
帳に記録された本人を確認するため  
の情報を市町村を越えて全国共通に  
効率よく利用できる情報システムを  
構築する」ことが狙いだという。

しかし、そもそも住民基本台帳事  
務は、市区町村の「固有事務」とさ  
れているものである。それを自治省  
が音頭をとって束ねてしまうことが  
どうして 地方分権の流れに対応  
することになるのだろうか。逆に、  
地方分権の流れをせき止めよう  
としているのは明らかだ。これは、  
当初、全国センター（指定情報処理機  
関）を自治省所管としようとしてい  
たことからわかる。

当初のプランに対しては、批判が  
集中したことから、最終的には、セ  
ンターは自治省の外郭団体（公益法  
人）に設置ということに落ち着いた。  
ところが、その外郭団体（指定情報処  
理機関）は、法案では、予算から人  
事、その他すべてについて自治大臣  
のコントロールを受ける仕組みにな  
っている。まさに、自治省ご御用達  
（指定）の機関だ。

こうした経緯からもわかるように、  
地方分権 云々は、まさにポーズで  
しかない。自治省が後に退いた形で  
も、背番号コード情報システムや全国セン  
ターを本質的にコントロールできると  
読んだ上での提案といえる。また、法  
案では、都道府県は背番号コード情報  
処理事務をほぼすべて中央センター  
（指定情報処理機関）に委任できること  
になっている。したがって、現実には

都道府県センターは形だけのものにな  
ることは明らかだ。市区町村と中央セ  
ンターの二元的なシステムになるもの  
と思われる。つまり、自治省直轄の仕  
組みだ。

地方分権 云々が単なるポーズで  
ある証拠はまだある。

自治体が、住民のプライバシーを  
守ることをねらいに定めている個人  
情報保護条例に盛り込まれた、他の団体  
との情報のオンライン（接続）禁止  
条項を、自治省が、撤廃するように  
指導 していることだ。

そもそも各自治体は、それぞれの  
自治体事務に利用するということで  
住民の情報を収集することが許され  
ている。一方、住民の側も、こうし  
た前提に信頼を置いた上で、自治体  
が住民情報を収集・利用することに  
同意している。したがって、住民情  
報が、各住民の所属する自治体事務



PIJ 自治省の『総背番号法案』に反対する見解

以外の目的に利用されたり、外部提供されたりすると、この信賴の原則はくずれてしまう。また、住民のプライバシーは守れなくなる。

自治体条例のオンライン禁止条項は、まさにこうした問題が起きないように設けられているものである。

自治省のオンライン禁止条項削除指導に対しては、多くの自治体関係者が疑問を投げかけている。

また、こうした指導は、自治体の自治権を骨抜きにすることにもつながる。明らかに、憲法第八章で制度的に保証された「地方自治」に対する介入ととれる。オンライン禁止条項を削除しなければ自治省構想が実現できないとすれば、構想自体きわめて違憲性が濃いと判断せざるを得ない。

また、中央集権的な背番号コード情報システムを無理やり、地方分権的なシステムに装丁、つじつま合わせをしようとしていることから、大きな矛盾が出てきている。

すでに指摘したように、自治省は、背番号コード情報システムや全国センターを、国の仕組みではなく、自治体共同の仕組みとして位置付けた。しかし、このため逆に、自治体には適用されない国の個人情報保護法ではカバーできない仕組みになってしまった。

そこで、法案に示されているように、住民基本台帳法の中に規定を置いて、プライバシーを保護しようということになったわけだ。純粋に住民登録目的だけに背番号コード情報やシステムなどが使われるのであれば、こうした法的対応でもよい。しかし、納税者番号や介護保険など多目的で使ってもよいとなると、こうした法的対応では不十分、いやまったくお話にならない。

後に詳しく検討するように、少なくとも民間機関にも適用ある個人情報保護法やデータ照合規制法などを定めなければならない。独立したプライバシー専門のオンブズマンの設置も不可欠だ。

いずれにしろ、自治省構想は、地方分権とはなじまないものである。この構想について、地方分権云々は、止めた方がいい。

多目的利用で  
プライバシーたれ流し

こうした貧弱なインフラのまま、コードやカードの導入を許せば、個人情報とはどもなくたれ流しになるばかりか、コード付きで横流しされるようになる。二十一世紀の高度情報化社会は、個人情報はいくも取り引き

される社会」と化すのではないか。背番号コードを納税者番号として使うとしたら、どうなるのだろうか。

どんな雑誌に原稿を書いても、稿件を受け取る際には、自分のコードを知らせなければならぬ。また、雇用主や税理士には、年末調整の際、配偶者控除や扶養控除の適用を受けるために、本人のみならず家族全員がコードを知らせなければならぬ。これでは、自治体や全国センターの職員に守秘義務を課しても、何の役にも立たない。

結局、背番号コード情報が限りなく民間機関にたれ流しになることは目に見えている。法案は、自治体や全国センターに設けられた苦情処理機関で対応するというが、これらの機関に明確な強い権限を与えるとは明記していない。単なる、苦情承り所として市民の苦情や抗議を、「お聞きする」だけではないのか。

つまり、背番号コード情報が横流しにされても、本人の自己責任で対処しろ、ということになりかねない。苦情処理機関も頼りにならず、法的保護も受けられず、普通の市民にはどうにもならないのではないか。

結局、法案に盛り込まれた保護策は、この点でも空論化するのには明らかだ。だから、納税者番号を導入するに

しても、プライバシー保護のためには、課税目的に限定した税務固有の番号を使わなければならないわけだ。さらに、この「番号」は、民間機関が使うてはならない、とすべきである。

まさに、オーストラリアの「タックス・ファイル・ナンバー」(TFN = Tax File Number)は、こうした趣旨で導入された番号制だ。わが国でも、現在、納税者整理番号が各納税者につけられている。これを整備し使えば十分なわけだ。課税に固有の限定番号であれば、他の機関では使っていないから、芋づる式にプライバシー(税務以外の情報)をたぐれない。したがって、番号を横流ししても余り利用価値がなくなり、支払先に安心して番号を提示できる。

いま、金融機関などに運転免許証を提示したとしても、中に書かれた番号には注目されない。これは、その番号が運転免許証専用の限定番号だからである。しかし、この番号が様々な分野で多目的に使われているとしたら、どうだろうか。民間機関は競って番号の提示を求め、その個人の情報をこの共通番号で収集・管理しようとするに違いない。

まさに、問題の本質は、個人情報がか、共通番号で収集・管理できるようになること、すなわち、共通

番号の汎用性、国民総背番号化にあるわけだ。

問われる自治省役人の感覚

かつて自治省は、背番号コードを図書館での貸し出しの際の本人確認にも利用できる」と示唆していた。しかし、この考えは、余りにも安易でかつ危険ではないか。自治省役人のプライバシー感覚は、限りなくゼロに近い、と言わざるを得ない。

日本図書館協会は、一九七九年に「図書館の自由に関する宣言」(五四年採択・改訂)を出している。その中で、「図書館は利用者の秘密を守る」(第三項)とつたっており、図書館に利用者の秘密を守る義務があることを明らかにしている。

また同協会は、図書館の貸出業務のコンピュータ化に伴うプライバシー問題に対処するために、一九八四年に「貸し出し業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報保護に関する基準」を採択している。この基準はOECDプライバシー保護八原則などに基づいて制定されたものである。この基準の中の一つに、「登録者の番号は、図書館で独自に与えるべきである。住民基本台帳等の番号を利用することはしない」とつたっている。

こうした規定は、図書館の利用者

が安心して自由に本を借り出して読めるようにするための当然の措置である。背番号コードを使って、利用者の読書傾向などを判断できないようにしようというものである。自由社会を守るためには、必要不可欠な措置といえる。

自治省が背番号コードを図書館にも使わせ、こうした確立した図書館秩序に挑戦しようというのであれば、事は重大だ。

たぶん、背番号コードを図書館での本人確認にも使えるなどと浅はかなことはもう言わないと思うが、いずれにしろ、自治省の役人の感覚は、この程度だから問題なのである。

コード利用は

必ずエスカレートする

問題は、まだまだある。法案では個人情報保護のためのコード利用規制措置として、次のことがうたわれている。

- ・ 民間機関には原則として背番号コード情報提供は行わないものとする。
- ・ 法令上の権限を有しない者は、契約の条件等として、コードの提示を求めてはならないものとする。
- ・ 法令上の権限を有しない者は、コードを基礎としたデータベースの構築

をしてはならないものとする。契約の条件としてコード提示要求禁止ないしはコードを使ったデータベース構築禁止に違反する行為に対して、都道府県知事は中止の勧告・命令、さらには命令違反に対しては罰則を科すことができるものとする。

自治省はこうした一連の措置で「安全宣言」をした、と決め込んでいくようである。自治省の役人は、国会議員 説得 のために作った「資料」(住民基本台帳法の一部改正)の中で、その安全性について、次のように言っている。

- ・ 民間部門には背番号コード情報が提供されないように、法令で提供先を公的部門に限定した。
- ・ 民間の者が他人に背番号コードを聞くことを禁止するなど、民間機関が勝手にコードを使って個人情報の集積(データベース)に利用できないようにした。
- ・ 行政機関でも、法律で認められる場合以外は、コードを使えないようにした。
- ・ 行政機関でも、当初法律で認められた以外の目的にコードを利用すること(目的外利用)はできないことにした。

ところが、自治省は同じ「資料」

の中の、「将来の活用」のところ、**「納税者番号制度の番号としての利用可能」**性を高らかにつたっている。すでに指摘したように、背番号コードを納税者番号として利用すれば、自治省の「安全宣言」はいっぺんに崩壊する。従業員をかかえる企業や税務を扱う税理士などの民間機関は、

一斉に背番号コードを使って給与支払の経理処理を行うことになる。そして、給与以外の個人情報データベースも、入手した背番号コードを使って自由に構築できることになる。利子を支払う金融機関、保険金を支払う保険会社、株式売買を委託された証券会社、原稿料を支払う出版社なども同様だ。さらに、背番号コードを介護保険に使う場合も同じだ。

その結果、コードは広く民間に利用され、たれ流しになる。

結局、自治省がうたう「安全宣言」は、背番号コード導入のための**「無花果の葉」**でしかない。自治体の条例に盛り込まれた「オンライン禁止条項」をじゃま者扱いするようにつたった安全措置は短命に終わることとは目にみえている。経験則が実例を示しているではないか。

しかも、自治省は同じ資料の中の**「外国の制度」**のところ、次のよ

PIJ

自治省の『総背番号法案』に反対する見解



うに言っている。

本人確認のための何らかの番号制度を導入している国が多い。

社会保障、税務、選挙、教育、旅券など幅広い分野で利用されている国が多いが、プライバシー保護の観点からは特段の問題は生じていない。

北欧諸国・韓国……住民登録番号  
アメリカ・カナダ……社会保障番号  
オーストラリア……納税者番号  
(留意点)

- ・国の機関が番号を管理
- ・番号を基に多くの個人情報を集積している国あり
- ・民間機関にも一定の規制・手続のもと利用させる国あり

この文章の中に、自治省の本音と大ウソをはっきり読みとれる。

本音 は、どんな形でも背番号コードを導入してしまえば、後は、外国を見る、プライバシーなど知ったことではない……と、どんどん拡大利用して行こう、ということだろう。

大ウソ は、各国とも、「プライバシー保護の観点からは特段の問題は生じていない」と、平気という役人のセンスだ。この大ウソには、この資料を読んだ国会議員で、よく勉強している人ならば、ビックリするはずだ。各国とも問題だらけだからだ。

PIJ 自治省の『総背番号法案』に反対する見解

法律で規制しているから大丈夫、ではなくて、法律はほとんど行政府の役人がつくっている現実を直視すべきだ。立法府が行政府の役人をコントロールできない現状では、いったん背番号コードの導入を許せば、歯止めはきかない。みるみるエスカレートしていくのは必至だ。

どうする「データ照合規制」

たとえば雇用保険（失業保険）受給者のデータベースと所得税納税者のデータベースとをコンピュータを使って照合すれば、比較的容易に保険の「不正受給者」を見つけることができる。この場合、双方のデータベースが各人の背番号コードを使って作られていれば、より効率的にデータ照合が実施できる。

このように、そもそも背番号コードを行政機関共通の番号として使うねらいの一つは、データ照合の効率化にある。しかし、データが不正確なまま照合が行われたり、操作する者の入力ミスがあると、とんでもない照合結果がはじきだされることは、十分予想できる。この誤った照合結果が、『電算処理だからあっていい』という思いこみと結びつけばどうなるか。誤った照合結果が一人歩きしたり、無実の者が汚名をきせらせる

ことにもなりかねない。

身に覚えのないクレジットカード決済の請求、払ったはずの税金の督促状、契約していない自動振替支払の引き落とし、などコンピュータと個人情報がかからんだミスは、いまでも多数発生している。

このため、アメリカ、オーストラリアなど先進各国では「データ照合規制法」を定め、人権の保護にあたって「表3」。

〔表3〕各国のデータ照合規制

アメリカ	コンピュータ照合・プライバシー保護法（1988年）
カナダ	データ照合・社会保険番号利用規制ガイドライン（1989年）
オーストラリア	データ照合・プログラム規制法（1990年）

つまり今日、背番号コードの多目的利用にあたっては、データ照合規制法の制定が前提であることは、先進諸国では常識となつている。

この点、法案では、データ照合規制に ついては何ら触れるところがない。ただ自治省が、国会議員などに配つた前述の「資料」の中で、「行政機関は背番号コードの目的外利用は禁止されるので、当然、コードの入ったデータベースと他のデータベースとのマツチング（データ照合）は禁止さ

れることになる」との 解釈 を示しているに過ぎない。

しかし、自治省がいうように、将来、背番号コードを介護保険や納税者番号などに使うとなると、データ照合は禁止 されている、との解釈だけで目的外利用を規制できないことは目にみえている。にもかかわらず、自治省の「資料」や説明からは「データ照合規制法」の話は一切でてこない。

これはどういったことなのであるうか。データ照合規制法制定の目的がたつたということなのであろうか。であるならば、早く「データ照合規制法案（要綱）」を発表して欲しい。たぶん、何もできていないのではないか。実際、データ照合を規制するとすれば、時間をかけた省庁間での綿密な「調整」が必要となる。これでは法制定の展望は見えてこない。そこで自治省は、沈黙は金なりと決め込んだのではないか。「二十一世紀の高度情報化社会では、とても通用しない背番号コード構想」といつてよい。こうした状況の下で背番号コードを行政機関共通で使うなど、とんでもない話である。

自治省は、まず、データ照合規制法の制定を各省庁に働きかけ、早急な実現をめざすべきである。

〔表4〕各省庁の個人情報ファイルの保有状況

保有機関の名称	ファイル数	主な使用行政分	野 主 な フ ァ イ ル 名
総 理 府	2	叙勲、褒賞	春秋叙勲受賞者ファイル
公正取引委員会	1	文献管理、検索	図書文献情報ファイル
警 察 庁	6	運転免許	運転者管理ファイル
総 務 庁	2	恩給	恩給等受給者データベース
北海道開発庁	3	道路占用許可	道路占用許可マスタファイル
防 衛 庁	3	医療	診療データベース
科 学 技 術 庁	4	科学技術動向	研究者研究課題情報ファイル
環 境 庁	6	文献管理、検索	自然環境文献データファイル
法 務 省	95	登記、出入国管理	登記簿、日本人出帰国記録マスタファイル
司法試験管理委員会	1	試験管理	司法試験2次試験ファイル
外 務 省	3	旅券管理	旅券管理マスタファイル
大 蔵 省	2	医療	患者データベース
国 税 庁	16	税務	所得税納税者原簿管理ファイル
文 部 省	575	学生管理、医療	教務ファイル、入学試験ファイル、患者登録ファイル
厚 生 省	113	援護、医療	援護年金個人データファイル、診療報酬明細書ファイル
社 会 保 険 庁	6	保険、年金	健康保険・厚生年金保険現存被保険者ファイル
農 林 水 産 省	8	文献管理、検索	農林水産試験研究課題ファイル
食 糧 庁	354	米麦の集荷等	生産者マスタファイル
林 野 庁	1	文献管理、検索	林業・林産関係国内文献分類目録
水 産 庁	2	学生管理	学籍簿管理ファイル
通 商 産 業 省	14	石油製品販売業、鉱業権	石油製品販売業者ファイル、鉱業権登録ファイル
特 許 庁	3	工業所有権	工業所有権登録ファイル
運 輸 省	4	自動車行政	自動車登録ファイル
海 上 保 安 庁	1	海上保安行政	船舶明細情報ファイル
気 象 庁	1	文献管理、検索	技術文献情報ファイル
郵 政 省	12	郵政事業	通常貯金原簿ファイル、簡易保険契約原簿ファイル
労 働 省	8	労働保険	雇用保険被保険者ファイル
建 設 省	26	道路占用許可、建設業許可	道路占用許可ファイル、建設業許可情報ファイル
合 計	1,272		

かねてから各行政機関は、所轄事務にかかわる国民情報のデータベース化を進めている〔表4〕。

マスターキー  
つくるのは危険

また、各機関のデータベースに入力された国民情報を各人に付けた番号で管理し、相互利用を進めようと、共通番号の導入を検討している。自治省の狙いは、自らの背番号コードを共通番号に採用させることにある。

るようだ。本音は、省庁間の権限争いで優位に立つことにあるようだ。「番号化社会」といわれる今日、私たちの周りには各種の番号コードが氾濫している。また、番号の利用から受ける利点も決して少なくない。

しかし、こうした番号がすべて共通となり、マスターキーと化したら怖い。個人情報に欲しい者は、なんとしたても マスターキー を手に入れたようにするに違いない。

共通番号、つまり一つの行政番号の汎用（多目的利用）は危険だ。行政番号はむしろ、税務、年金、介護保険など行政分野ごと、自治体ごとに、原則として 固有の限定番号 を使すべきだ。また、民間との共用は禁止すべきだ。

複数の限定番号が併存するのは効率的でないかも知れない。だが、完全な効率性とは、人間の個としての存在を許さない形でしか実現できない。とすれば、この程度の非効率こそが、私たち生活者の自由とプライバシーを守り、わが国をデータ監視社会、役人主導の電子監視国家にしないためにも払うべき必要最小限のコスト といえる。

マスターキー は絶対に不要だ。いや、危険である。

自治省構想は

必ず負の遺産になる

自治省が考えている構想は、単に行政の高度情報化、簡素効率化の次元で検討しては、問題の本質を見誤

PIJ 自治省の「総背番号法案」に反対する見解

ることになる。

かつてドイツでも、わが国と同様の制度導入が問題となった。論争は法廷に持ち込まれたが、裁判所は「個人を全人格的に管理することにつながる住民基本台帳番号制度は人格権を侵害し憲法違反」とした。このため、連邦内務省は制度導入を撤回し、今日に至っている。

同様の憲法判断はハンガリーでも示されている。同国の憲法裁判所は、九一年四月に、国政調査法の下で、国民の個人情報収集・処理に多目的利用を前提とした個人背番号を使うのは憲法違反とした。

またオーストラリアでは、八五年に多目的利用を前提とした「オーストラリア・カード」と名付けられた国民総背番号・国民皆登録証携帯制度が提案された。しかし、この提案は、国民のプライバシー（人格権）を国が支配するデータ監視社会化の構想であるということで、国民の強い抵抗に会った。そして最終的には廃案となった。

一九九一年にはニュージーランドで「キユーイ・カード」と名付けられた国民総背番号・国民登録証携帯制度が提案された。しかし、国民が猛反対、計画は撤回された。

わが国でも、七〇年代に「各省庁

PIJ 自治省の『総背番号法案』に反対する見解

統一個人コード」と名付けられた国民総背番号制度が提案された。しかし、この構想は国民の強い反対に会い七五年に廃案となった。

自治省は、今秋の臨時国会に法案を提出し、二〇〇〇年から背番号コード、国民登録証（ID）カードの実施をめざすという。

しかし一方で、政府は、二十一世紀初頭までに、「電子政府」づくりをめざす方針を出している。計画では、各種行政手続をインターネットを使って処理することを想定している。

こうした中、自治省が独自に専用回線を使って背番号コード情報システム（住民基本台帳ネットワーク）を構築するのは、血税のムダ遣いではないか。また、インターネット上で、背番号コードを多目的利用するのも、データ安全上大きな問題である。

自治省は、生まれたときに一人ひとりに背番号コードを入れ墨することが、「行政の効率化」に役立つと自負する。だが、「人間の尊厳」よりも価値のある「行政の効率化」とはなんであるつか。自治省は、「人間の尊厳」よりも「行政の効率化」を優先させなければならない理由を十分に国民に説明していない。

国民に十分説明した上で、同意を得た上で政策を実施に移すのが、民

主義の最低限のルールである。

コードのみならず、カードについても、ほとんどの国民は自治省役人の「警察国家」、「データ監視社会」化構想の実現という本音を知らない。私たちは、自治省に、かつて国民を弾圧し管理していた戦前の「内務省」へと先祖返りしてほしくない。

地方自治、住民自治を援護するのではなく、国民管理の元締めになる、そんな自治省なら、いらぬ。

規制緩和の時代にあつて、これ以上、国民の私生活に役人の監視が及ぶことを、ほとんどの国民は望んでいないはずだ。

大きく声を上げて、「自治省にノー」といおうではないか。

二十世紀の最後に最悪の負の遺産を二十一世紀に贈らないためにも、各界が一丸となって、プライバシー・ゼロ社会の構築をめざす自治省のコードとカード導入法案を廃案とさせなければならない。

自治省の住民票コード、住民基本台帳カード導入法案の廃案に向けて  
シンポジウム『国民一人ひとりの尊厳とプライバシーを守るために』

- Part -

- 3月26日 午後2時、衆議院第1議員会館 -

つぶそう！国民総背番号制・国民皆登録証制

（詳しくは、最終ページの案内をご覧ください。）

# 住民基本台帳法の一部を 改正する法律案の骨子

自治省行政局振興課

平成十年二月十八日

住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずる。

## 1 住民票コードに関する事項

住民票の記載事項として「住民票コード」を加える。  
市町村長は、住民票に、転入者については前住所地における住民票コードを、初めて住民票が作成される者については全国を通じて重複しない住民票コードを記載する。  
相当の理由があれば、市町村長に対し住民票コードの変更を請求できる。

## 2 住民基本台帳事務の簡素化・効率化

1. 住民票の写しの広域交付  
住民は、住所地の市町村以外の市町村においても、自己又は同一世帯員の住民票の写し（戸籍の表示などを省略）の交付を受けることができる。

## 2. 転入転出手続の簡素化

住民基本台帳カードの交付を受けている者は、郵送により転出届を出せば、転出証明書がなくても転入届を行うことができる。

## 3 本人確認情報に関する事務の処理

1. 市町村長からの  
本人確認情報の通知

市町村長は、住民票を作成した場合などには、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びそれらの付随変更情報（本人確認情報）を、都道府県知事に電気通信回線を通じて通知する。

## 2. 都道府県知事の事務

都道府県知事は、市町村長が記載することのできる住民票コードを指定する。

都道府県知事は、別表に掲げる者（本人確認情報の受領者）から別表に掲げる事務の遂行のために求めがあったときなど、この法律で定められた場合に限り、本人確認情報を提供する。

都道府県知事は、別表に掲げる事務を遂行する場合など、この法律で定められた場合に限り、本人確認情報を利用することができる。

都道府県に、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議するための審議会を置く。

## 3. 指定情報処理機関の事務

都道府県知事は、自治大臣の指定する者（指定情報処理機関）に別表に掲げる者への本人確認情報の提供の事務などの本人確認情報処理事務を行わせることができる。

指定情報処理機関に本人確認情報を保護するための委員会を置く。

指定情報処理機関の役員などに本人確認情報に関する秘密保持義務を課すとともに、法令により公務に従事する職員とみなす。

指定情報処理機関は本人確認情報処理事務等の実施のための規程を定める。

自治大臣又は都道府県知事は、監督命令又は指示などにより指定情報処理機関の適正な事務執行を確保する。

## 4 本人確認情報を保護するための措置

保護するための措置

### 1. システム運営主体である

市町村等における  
本人確認情報の保護措置

市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、本人確認情報の漏

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の骨子

えいの防止など、本人確認情報の適切な管理のための安全確保の措置を講じなければならない。

この法律の規定に基づく事務の遂行以外の目的のための都道府県知事又は指定情報処理機関の本人確認情報の利用・提供を禁止する。

市町村又は都道府県の職員などに本人確認情報に関する秘密保持義務を課す。

2. 受領者である国の行政機関

又は法人等における

本人確認情報の保護措置

本人確認情報の受領者は、本人確認情報の漏えい防止など、本人確認情報の適切な管理のための安全確保の措置を講じなければならない。

この法律に規定する事務の遂行以外の目的のための本人確認情報の受領者の本人確認情報の利用・提供を禁止する。

本人確認情報の受領者である国の機関又は法人の役員などに本人確認情報に関する秘密保持義務を課す。

3. 自己の本人確認情報の

開示及び苦情処理

住民は、都道府県知事又は指定情報処理機関から自己に係る本人確認情報について開示を受けることがで

きる。

市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は本人確認情報に関する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

4. 権限のない者の

住民票コードの利用の禁止

システム運営主体又は本人確認情報の受領者以外の者（住民票コードの利用権限を有しない者）は、住民票コードを告知することを要求してはならない。

住民票コードの利用権限を有しない者は、契約の相手方に対し、住民票コードを告知することを要求してはならない。

住民票コードの利用権限を有しない者は、住民票コードの記録されたデータベースを構成してはならない。

契約の相手方に対する住民票コードの告知要求禁止又は住民票コードの記録されたデータベース構成禁止に違反する行為に対し、都道府県知事は、中止の勧告・命令をすることができる。

5. 本人確認情報の

保護のための罰則

本人確認情報の秘密保持義務に違反した者に、通常よりも重い罰則を

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の骨子

課す。

住民票コードの利用権限のない者の住民票コードの利用の禁止に係る都道府県知事の中止命令に従わなかった者に罰則を課す。

5 住民基本台帳カード

住民基本台帳に記録されている者は、市町村長から、氏名、住民票コード等が記録された住民基本台帳カードの交付を受けることができる。

市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例で定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の骨子 別表

(別表に規定する方向で)

調整中の各省庁関係事務)

左記事務においては、氏名・住所等の確認、生存状況の確認、本人確認等に本人確認情報を利用することを予定している。

(注)

- … 国の機関又は法人で利用
- … 都道府県の執行機関で利用
- … 市町村の執行機関で利用

1 総務庁

恩給の支給（恩給法、執行官法、国会議員互助年金法）

2 科学技術庁

技術士試験の実施、技術士・技術士補の登録（技術士法）

3 国土庁

不動産鑑定士・不動産鑑定士補の登録（不動産の鑑定評価に関する法律）

4 環境庁

大気汚染等による疾病である旨の認定（公害健康被害の補償等に関する法律）

5 外務省

一般旅券の記載事項の訂正等（旅券法）

6 大蔵省

共済年金の支給（国家公務員共済組合法、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法）

7 文部省

共済年金の支給（私立学校教職員共済法）

8 厚生省

戦没者遺族に係る遺族年金等の支給（戦傷病者戦没者遺族等援護法）  
 児童扶養手当の支給（児童扶養手当法）  
 特別児童扶養手当等の支給（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

9 農林水産省

10 運輸省

共済年金の支給（農林漁業団体職員共済組合法）

旅行業・旅行代理業の登録、旅行業務取扱主任者試験の実施（旅行業法）

地域伝統芸能等通訳案内業の認定（地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律）

ホテル・旅館の登録（国際観光ホテル整備法）

航空機の登録（航空法）

気象予報士の登録（気象業務法）

11 郵政省

無線局の免許（電波法）

12 労働省

遺族補償年金等の業務災害及び通勤災害に関する保険給付の支給等（労働者災害補償保険法）

第一種衛生管理者等の免許、免許試験の実施（労働安全衛生法）  
 作業環境測定士の登録（作業環境測定法）

未払賃金の立替払に当たつての未払賃金額等の確認（賃金の支払の確保等に関する法律）

共済組合法）

雇用の確保等に関する法律）  
 雇用保険の求職者給付等の支給、雇用安定事業、能力開発事業又は雇用福祉事業の実施（雇用保険法）

職業転換給付金の支給（雇用対策法）

技能検定の実施、職業訓練指導員試験の実施等（職業能力開発促進法）

13 建設省

建設業の許可、技術検定の実施、監理技術者資格者証の交付（建設業法）

浄化槽設備士免状の交付、試験の実施、浄化槽工事業の登録（浄化槽法）

宅地建物取引業の免許、宅地建物取引主任者資格の登録等（宅地建物取引業法）

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許、建築士事務所等の登録（建築士法）

14 自治省

遺族補償年金等の公務上の災害及び通勤上の災害に関する補償の実施等（地方公務員災害補償法）

共済年金の支給（地方公務員等

共済組合法）

危険物取扱者試験・消防設備士試験の実施、危険物取扱者免状・消防設備士免状の交付等（消防法）

同一都道府県内で他の市町村の区域内に住所異動した者が都道府県の議会議員又は長の選挙の不在者投票をする際の選挙権の確認（公職選挙法）

非常勤消防団員等に係る損害補償等（消防組織法、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律）

15 人事院

遺族補償年金等の公務上の災害及び通勤上の災害に関する補償の実施等（国家公務員災害補償法）

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の骨子

あなたの電話プライバシーを自己防衛するために

# あなたの電話プライバシーを 自己防衛するために

あなたをNTTの発信電話番号表示サービスから守る、  
PIJ編『ナンバー・ディスプレイ対策マニュアル』解説

ナンバー・ディスプレイ対策  
マニュアルの発表にあたって

NTT（日本電信電話）は、去る（九八年）二月より、発信電話番号表示サービスを「ナンバー・ディスプレイ」として、また、発信電話番号アナウンス・サービスを「ナンバー・アナウンス」として、全国的に提供を開始した。九七年十月の、横浜・名古屋・福岡の三地域での試行に次ぐもの。

NTTのナンバー・ディスプレイ（旧コーラーID）は、電話をかけるひと（発信者）のプライバシーへの悪影響が懸念され、マスコミや各界から厳正な保護対策を望む声が相次いだ。このサービスの全国導入により、携帯電話やPHS二千万台以上を含む約八千万加入電話の番号が、このサービスの提供を受けた電話の

受け手（着信者）への表示対象となるからだ。

また、着信者は、このサービスの提供を受けるには、一般加入電話の場合、別途二千元の工事費と月々の料金（三百～四百円）を支払うとともに、新たに電話機を購入しなければならぬ。したがって、個人加入者でこのサービスを利用するひとは、迷惑電話に悩まされているケースなどに限られるはずだ。主な利用は、企業や団体になることは明らかだ。

悪質な企業や団体がこのサービスを利用し、消費者のかけてきた電話番号情報を濫用したり、たれ流しにするおそれがある。電話番号を、あたたかも家族背番号のように使い、このサービスをコンピュータと連動して利用すれば、企業や団体は、かかってきた電話から家族のメンバーが

購入したい（あるいは購入した）商品やサービスの情報を、容易にコンピュータ上のデータベースに蓄積することができ。近年、頻繁に、企業が集めた個人情報がつれ流しになる事件が起きている。ナンバー・ディスプレイ・サービスは、確実にこうした事件を増加させるに違いない。

郵政省もそのおそれを感じとり対策をねった。そして、「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報保護に関するガイドライン」を制定した。しかし、法的拘束力のないガイドラインでは、悪徳業者などから消費者の電話番号情報の濫用やたれ流しを防止することは至難のわざだ。やはり、きちんと法律で守る必要がある。

PIJは、河村たかし衆議院議員らと協力し、このための議員立法を

まとめた。一九九七年五月六日に衆議院に提出された二法、つまり「発信者情報通知役務の利用における発信者の個人情報の保護に関する法律案」、「電気通信事業法の一部を改正する法律案」である。これらの法案は、実質的に、役人に支配されてしまっている国会では、ろくに審議もされず、廃案となっている。これらの法案は、初のPIJ主導の議員立法であつただけに、残念である。

今回、NTTが全国で開始したナンバー・ディスプレイ・サービスは、消費者・市民のプライバシーに悪影響を及ぼすさまざまな問題をはらんでいる。このまま放置しては大変なことになりかねない。

そこで、今回、PIJのコーラーID対策プロジェクトチームは、発信者の「電話プライバシー防衛のためのナンバー・ディスプレイ対策マニュアル あなたをNTTの発信電話番号表示サービスから守る護身術を伝授する」を作成し、消費者・市民に対し自己防衛に必要なテクニックを紹介することにした。

PIJ代表 石村耕治



## 電話プライバシー防衛のための

## ナンバー・ディスプレイ対策マニュアル

あなたをNTTの発信電話番号表示サービスから守る護身術を伝授する

一九九八年二月一日

PIJコーポレート対策プロジェクトチーム編

あなたはプライバシーを大事にしたいですか。そうであれば、かけてきた相手の電話番号が電話に出る前にわかるナンバー・ディスプレイ・サービスが、単なるめいわく電話防止をねらいとしたものでないことに注意しなければなりません。

自分は電話番号を電話帳に載せていないから大丈夫だ、と思うかも知れませんが、しかし、この場合も、はじめに「一八四」をブッシュした上で電話（「通話ごと非通知」に）するか、自動的にすべて相手に番号を教えない工事（「回線ごと非通知」をしないと、ナンバー・ディスプレイのサービスを受けている相手に電話したと勝手に自分の番号は知られてしまいます。ナンバー・ディスプレイ・サービスを受けている相手の電話機にあるメモリー（記録装置）には、かかっ

てきた相手の電話番号や日時などの電話番号情報が蓄積されます。ですから、受話器を取らなくとも、電話機についているディスプレイ（表示装置）でかかってくる相手の電話番号情報を確認できるわけです。

NTTは、この点をとらえて、『電話に出る前に誰からかかってくるのか確認してから電話に出ればよくなる。だから、ナンバー・ディスプレイ・サービスを受ければ、より便利に安心して電話が利用できるようになる』とPRしています。

このサービスの利用者が、みな善良なひとならば、NTTのいうことは正しいでしょう。しかし、悪徳業者や悪徳団体が、このサービスを利用しているとしたら、どうでしょう。お年寄りなどが、広告・チラシを読んで商品について尋ねるために、

「一八四」をブッシュしないで電話したとします。希望のものでないことがわかり断ったとしても、ナンバー・ディスプレイ・サービスで電話番号をキャッチした業者から、後でしつこく電話で勧誘を受けるはめになるかも知れません。

ひよっとしたら、NTTは、このサービスについて、一般の電話加入者に本当のことを言っていないかも知れません。

PIJは、あなたがナンバー・ディスプレイ・サービス（発信電話番号表示サービス）で被害に合わないよう、このマニュアルを作成しました。よく読んで、プライバシーを守るために参考にしてください。

1 あなたが、以前と同じように自分の電話番号を相手に知られず、プライバシーを守った上で電話をしたいのであれば、「回線ごと非通知」の手続きを、今すぐに行ってください。

あなたが電話をかける相手がナンバー・ディスプレイ・サービスを利用している場合、これまでどおりのかけ方では相手にあなたの電話番号が知られてしまいます。

相手に、あなたの電話番号を知らせないで電話する方法は、二つあります。

一つは、「通話ごと非通知」とする方法です。この方法で非通知とする場合、相手の電話番号の前に「一八四」をつけてブッシュすると、その通話に限り、相手にあなたの電話番号が通知されません。

しかし、「通話ごと非通知」は、いちいち「一八四」をブッシュしなければならず面倒です。今までどおりのかけ方で、電話番号を通知しない「回線ごと非通知」の方法もあります。

「回線ごと非通知」とする場合、あなたは、「電話番号の非通知方法のご希望承り書」をNTTに返送しなければなりません。放っておくと、「通話ごと非通知」になってしまいます。

電話をかけた相手が、ナンバー・リクエスト（「番号通知お願機能」）を利用してある場合、「回線ごと非通知」を選んでみると、相手に電話がつながらないこととなります。いっけん不便のようですが、大丈夫です。どうしても、こうした相手に電話したい場合には、相手の電話番号の前に「一八六」をつけてブッシュすると、あなたはその通話に限り、自分の電話番号を通知することができます。「回線ごと非通知」の申込みはでき

あなたの電話プライバシーを自己防衛するために

るだけ急いだ方がよいでしょう。あなたの電話プライバシーのたれ流しを防ぐだけでなく、一九九九年三月末(予定)までは工費が無料だからです。

PIJは、あなたに「回線ごと非通知」の手続きをとるように強くすすめます。

手続の問い合わせは、NTTの  
ナンバー・ディスプレイ・カ  
スタマーセンター  
0120-848521(フリーダイヤル)  
又は、局番なしの二一六へ

2 あなたは、次のケースに当てはまる場合には、とくに「回線ごと非通知」が必要といえます。

あなたが、自分の電話番号を電話帳に掲載していない場合 自分の電話プライバシーを今までどおり守りたいという場合、「通線ごと非通知」では不十分です。あなたの電話番号を知りたいという企業や団体から、自分を守るためには「回線ごと非通知」が必要です。

あなたが、自分の自宅や事務所の電話番号のプライバシーが重要な専門職である場合 精神衛生面での

### あなたの電話プライバシーを自己防衛するために

アドバイザー・医師、学校の先生、裁判官・検察官・弁護士、課税庁の職員、ソーシャルワーカーなど、職業上、相手に自宅や事務所の電話番号が知られると、問題が生じる恐れが強い職種も少なくありません。タックス・アンサーや税務署との匿名でのコンタクトを望むことの多い税理士なども同様でしょう。こうした職種のひとつは、自宅や事務所の電話については、「回線ごと非通知」が必要でしょう。

あなたが、ストーカーの標的とされていたり、その他電話によるハラメントを受けている場合 ナンバー・ディスプレイ・サービスは、いわば 電話番号をストッキングする装置 のようなものです。ストーカーがこのサービスを受け、網をはつていることも少なくないはず。また、ストーカーは、職場や取引先など、以外と身近なところにいることも多いといわれます。

とすれば、自宅から取引先や顧客に電話することが多いひとは、番号を通知して電話するのは問題も少なくない、といえます。いちいち一八四をプッシュした上で電話するのも面倒でしょう。やはり、こうしたひとは「回線ごと非通知」が必要でしょう。

ただ、「回線ごと非通知」にすると、自分ではナンバー・ディスプレイ・サービスは受けられないことになっています。ストーカー撃退をねらいに、かかってきた電話番号をストッキングする。こんな目的で、ナンバー・ディスプレイ・サービスを利用したいと思うひとは不都合、といえるかも知れませんが。

もっとも、ストーカーは、公衆電話としか表示されない赤電話を使うかも知れません。したがって、ナンバー・ディスプレイ・サービスは、NTTが言うほど普通のひとは役に立たないわけです。

将来的には、一八四を自動的にプッシュする機能を持った電話機も出てくるでしょう。そうならば、「通線ごと非通知」でも実質的に回線ごと非通知にできるわけです。この場合は、ナンバー・ディスプレイ・サービスも利用できることになるでしょう。ただ、やたらと電話機を買い換えなければならないのはめになるかも知れません。したがって、やはり、「回線ごと非通知」が、安全・格安なストーカー対策といえるのではないのでしょうか。

備えあれば憂いなし ですよ。  
あなたは、ナンバー・ディスプレイで、ストーカーをさがし出し、自

分で撃退できますか。

家庭内暴力の待避所の場合 このうしたところでは、入居者やカウンセラーが元の夫などの電話連絡をとりたいときのことなどを考え、所在地を察知されないためにも、「回線ごと非通知」が必要です。

匿名でアドバイスをしたり、情報を求めている団体の場合 ライフ・ライン(いのちの電話)、エイズ・インフォメーション・センター、警察の民事暴力相談部門・犯罪通報部門など、匿名で相談に応じたり、情報提供を求めている組織や団体などの電話は、「回線ごと非通知」が絶対必要です。逆に、こうした団体や組織は、ナンバー・ディスプレイ・サービスを受けてはならないはず。です。

あなたが通販を頻繁に利用する場合 テレビ・ショッピングやその他電話を使って申し込む通信販売を度々利用し、通販会社があなただのショッピング履歴を手・利用することを良しとしないときは、「回線ごと非通知」が必要です。

自宅に訪問者が多い場合 自宅に、お手伝いさんがいたり、子供の友だち、親せき、その他来客が多い場合、これらのひとがあなただの電話を使う

と、希望しないのにあなたの電話番号が相手方に通知される恐れが強いことから、「回線ごと非通知」が必要です。

3 あなたは、次のケースに当てはまる場合には、一八四の後に相手の番号をブッシュして電話をかける「通話ごと非通知」でよいかも知れません。

あなたが電話する相手のほとんどが、親・兄弟姉妹といった親族や親しい友だちである場合、ただ、この場合、友だちや恋人でも、仲が悪くなるというストーリーカーに変身するかわかりません。また、よく忘れがちな性格であるとか、面倒くさがりやである場合、一八四をブッシュし忘れないためにも、やはり「回線ごと非通知」にしておいた方が安全でしょう。

あなたは、電話プライバシーなど気にもしないと考えている場合、この場合は、「通話ごと非通知」でよいでしょう。NTTや郵政省なども同じ考えです。そして将来、やはり電話プライバシーを大切にされた方がよいと考えるようになったら、「回線ごと非通知」に変えたらよいと思います。もともと、九九年三月末を過ぎると、切り換えは有料になります

から、注意して下さい。

あなたの自宅に訪問客が多いのもかかわらず、「通話ごと非通知」としている場合、訪問客が、電話を借りてどこにかけるかわかりません。自宅の電話番号が思わぬところに通知されることになりかねません。電話機に「一八四をブッシュしてから電話して下さい」とステッカーをはっておいた方が安全でしょう。それでも、やはり心配だというのなら、この際、「回線ごと非通知」の申込みをしましょう。

4 電話する相手がナンバー・ディスプレイ・サービスを受けているかどうかは、どうしたら確かめることができるのでしょうか。

電話する相手が、このサービスを受けているのかどうかは、相手が言わない限り確かめる方法はありません。

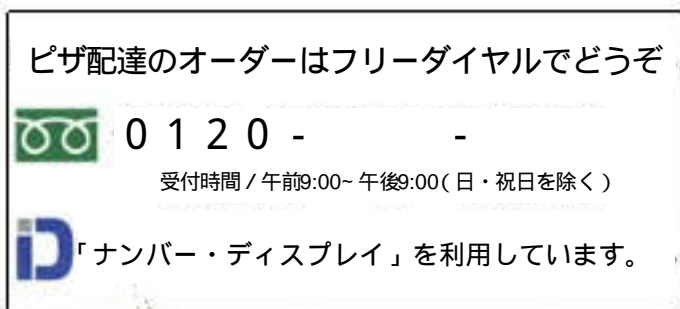
あなたの恋人に電話するときなどに、相手の家族に自分の電話番号を知られたくないとしたら、気をつけなければなりません。デートのときなどに、ソーツと相手にサービスを利用しているか聞いてみるのも一案です。ただ、ストーリーカーに間違えられないように気をつけて下さい。

NTTは、このサービスをビジネス

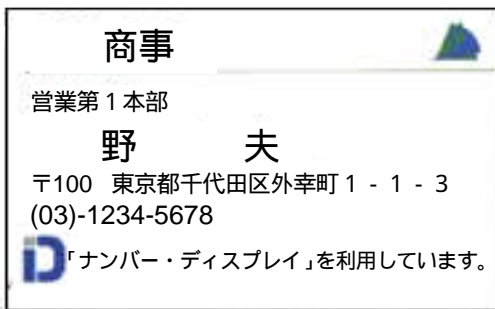
あなたの電話プライバシーを自己防衛するために

入用に利用する企業には、広告(例1)や名刺(例2)などに、そのことを掲載するようにすすめています。しかし、掲載は強制ではないので、本当に利用しているのかどうかを確かめるのは難しいところです。

〔例1〕 広告使用例



〔例2〕 名刺使用例



るのを聞きました。以外に、普通のひとにとっては、このサービスは受けても、受けなくとも、効果は余り変わらないのかも知れません。いずれにしろ、相手がこのサービスを受けているのかどうかの確認は難しいわけですが、あなたが「通話ごと非通知」になっているのであれば、必ず一八四をブッシュしてから電話をした方がよいでしょう。いち

いち面倒だ、というのでしたら、早め「回線ごと非通知」に切り換えられた方がよいでしょう。今でしたら、切り換えはタダでできます。

5 電話して応答がないとしても、相手がナンバー・ディスプレイ・サービスを受けていると、自分の番号は相手に記録されるのでしょうか。

この点に関し、NTTは「呼び出

し音を鳴らす前に相手に電話番号が通知されますので、相手の方が電話にならなかった場合でも、また、留守番電話機により応答された場合であっても、電話番号は通知されます。INSネットでは着信と同時に番号が通知されますので、相手の方が電話にならなかった場合でも通知されま

す」と説明しています。つまり、だいたい相手先に通知され記録される、と見てよいでしょう。電話機の機種にもよりますが、一〇〇件程度のメモリーがついているのが普通といえます。したがって、相手から応答がないとしても、一八四をプッシュするなど非通知の操作をしないと、あなたの電話番号や日時などは自動的に相手方の電話機のメモリーに記録されます。だから、広告・チラシを見て商品情報を得たいということ

フリーダイヤルに電話をし、相手がナンバー・ディスプレイ・サービスを受けた悪徳業者であるとしたら大変なわけです。後で、その業者からしつこい電話勧誘を受けるはめになりかねないわけです。

それでは、一八四をプッシュした上で電話をかければよい、と思うかも知れませんが、しかし、こうした業者は、別途に「ナンバー・リクエスト」(「番号通知お願い機能」)のサービ

あなたの電話プライバシーを自己防衛するために

スを受けていることが多いでしょう。あなたが非通知にして電話をかけても、電話代はとられますが、「こちらは 商事です。おそれいりますが、あなたの電話番号を通知しておか

なして下さい」とアナウンスされるだけで、つながりません。しかし、あなたの電話番号をブロック(非通知に)せずにかけたら、相手方の悪徳業者にとっては、カモがネギをしょってやってきた ように映るわけです。

6 職場の電話、ホテルや病院などの電話は、どうなっているのですか。

職場の電話については、採用しているサービスやシステムによって異なります。一般的に小規模な企業では、家庭にある電話と同様に考えてよい場合が多いのではないでしょう

か。しかし、大企業が採用する特殊な電話システム(IPC 30、EPC 33など)では番号を非通知にできない場合もあります。これはホテルや病院などでも同じでしょう。

一般に、企業、ホテル、病院などでは、はじめに一八四をプッシュして電話をかければ相手に自分の番号が表示されない「通話ごと非通知」となっている場合が多いと思われる

す。たとえば、暴力をふるつ夫から

逃れホテル滞在を余儀なくされている家族などの場合で、ナンバー・ディスプレイ・サービスを受けている自宅にいる夫とどうしても連絡を取らざるを得ず、しかも、ホテルの電話システムに番号をブロックできる機能があるかどうか不安が残るときには、公衆電話を使うべきでしょう。

公衆電話を使えば、相手には、公衆電話からかけていることだけが表示 されますから安全です。

フナンバー・ディスプレイが始まった現在、気軽にフリーダイヤルにかけてはいけない、と聞きますが、本当なのでしょうか。

近年、マンションから日用品まで、新聞・雑誌広告やチラシには、フリーダイヤル・0120 xx xに電話すれば、消費者が容易に情報

が得られるようになっていくことが多いの

に気づいていると思います。あなたは、これまでタダだからフリーダイヤルに気軽に電話していたかも知れませんが、しかし、ナンバー・ディスプレイ・サービスが本格導入された現在、タダより怖いものはないという

ことなるかも知れないので、十分に気をつけて下さい。

というのは、企業は、ナンバー・デ

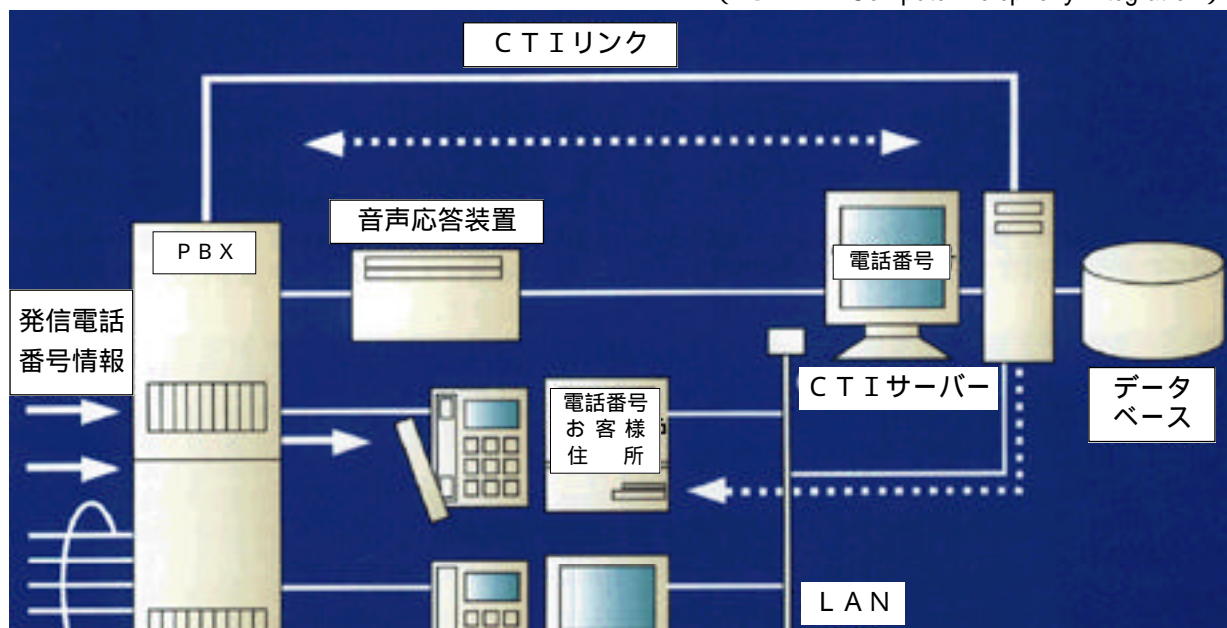
イスブレイ・サービスを受けた電話をコンピュータ・システムにドッキングすると、あなたから電話がかかってくると同時に、あなたの番号を電子データとして記録できるからです。

このシステムをNTTは、「従来別々に構築されていた、電話系のシステム(PBX等)と情報処理系のシステム(コンピュータ、LAN等)を統合することにより、お互いに不足する機能を補完し、その結果、業務の効率果や高度化をもたらすCTIシステム(図1)」と呼んで、企業にその導入をすすめています。

さらにNTTは、「ナンバー・ディスプレイ」はこのCTIシステムにおいて重要なキーファクターとなります。「ナンバー・ディスプレイ」で受信した発信電話番号情報を利用して、受注受付時の顧客情報自動表示等、より高度なCTIシステムの構築が可能となります」とナンバー・ディスプレイ・サービスのもたらす最大のメリットとして、CTIシステムを企業に宣伝しています。

たとえば、あなたが、マンションの販売会社のフリーダイヤルに一八四をプッシュした上で電話したとします。すると、相手の電話から「こちらは 住建です。おそれ入りますが、あなたの電話番号を通知し

図1 CTIシステムとナンバー・ディスプレイ (CTI = Computer Telephony Integration)



あなたの電話プライバシーを自己防衛するために

た上でおかけ直し下さい」とのアナウンスが流れ、電話がつながらないかも知れませんが、そこで、あなたは、あらかじめ、一八四をプッシュしない(あるいは、逆に「回線ごと非通知」としている場合には一八六をプッシュしたうえで)電話したとします。すると、販売会社は、電話を受けると同時に「マンション購入希望者リスト」に、あなたの電話番号情報を電子データで記録できるわけです。(図一)

販売会社は、電子データ化された電話番号を基に、名簿業者から購入したデータや応用ソフトを使えば、あなたの住所・氏名、家族構成、勤務先、収入、持家情報などを容易に割り出すことができます。次の日、自宅へ、その会社のセールスマンが「こんにちわ」と、訪問販売にやってくるでしょう。

わが国では、顧客リストや社員名簿などが半ば公然と売り買いされ、大きな社会問題となっています。最近では、毎日のように事件が報道されています。生命保険に、x x x銀行に、デパートに……。

こんどは、このマンション販売会社の社員が、「マンション購入希望者リスト」をこっそりとフロッピーにコピーして社外に持ち出し、ヤミ市場に流すかも知れません。

NTTや郵政省は、消費者のプライバシーを保護するためのガイドライン(「発信者情報通知(ナンバー・ディスプレイ)サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」)をつくったから、大丈夫だ、という姿勢です。しかし、このガイドラインには、まったく法的拘束力はありません。ガイドラインなどは眼中にない悪徳業者や団体には、まったく非力といえます。

いずれにしろ、自己防衛のために「回線ごと非通知」にすると同時に、やたらとフリーダイヤルにかけないという賢い消費者の選択が

必要です。

8 企業は、ナンバー・ディスプレイを使って私たち消費者の買物データやサービス利用データを集めることができると思います。本当なのでしょうか。

たびたび海外へ旅行に出かけ、航空手荷物・宅配サービスを利用するひとならば、気づいていると思います。

宅配サービス業者に電話で依頼すると、初回はあなたの電話番号・住所・氏名・手荷物回収希望日などを聞かれます。二回目以降、同じ業者に依頼すると、ナンバー・ディスプレイ・サービスが開始される以前でも、電話番号だけ聞かれました。そして、電話を受け付けた業者は、電話番号を聞いただけで、あなたの氏名・住所などを言って、正しいかどうか確認してきました。

これは、電話のシステムがコンピュータに接続され、サービス利用者の情報が電話番号をキー(背番号)に、データベースに電子データで蓄積されているからです。

ナンバー・ディスプレイ・サービスが始まった現在、あなたは、「通話ごと非通知」としている場合、一八四をプッシュしないで宅配サー



ビジネス業者に電話すると、自分の番号を言わなくとも、受付は手許にあるディスプレイで電話番号・氏名・住所・利用歴などをたちどころに確認できます。あなたは、手荷物回収日だけを伝えればよいわけです。

私たち消費者にとっては、いつけん大変便利のように見えます。しかし、よく考えてみて下さい。あらゆる企業の注文受付センター、問い合わせセンター、販売サービスセンターなどが、こうした受付システムに、フリー・ダイヤル・ナンバー・リクエスト（電話番号通知お願い機能）をつけて使い、私たち消費者一人ひとりの広範な買物データやサービス利用データを、電話番号をキー（家族背番号）にして集めているとしたらどうでしょう。

こわくなりませんか。  
NTTや郵政省は、ガイドラインをつくり、こうした買物データやサービス利用データを横流ししてはいけない、としたから大丈夫だといえます。しかし、ガイドラインには罰則もなく、こんなものなど眼中にない悪徳業者には、まったく効き目がないわけです。また、消費者には、電話の相手方である企業がナンバー・ディスプレイ・サービスを使っているかどうか、ほとんどわからな

あなたの電話プライバシーを自己防衛するために

いわけです。自分の買物情報がどこからか横流しされているのではないかと、疑いがあっても、その犯人をつきとめるのは困難でしょう。

いずれにしても、プライバシーを自己防衛するためには、「回線ごと非通知」とし、非通知で電話のかからない会社やお店からは、モノは買わない、サービスは受けない ことにしましょう。

9 NTTなどは、ナンバー・ディスプレイ・サービスはめいわく電話の防止に役立つ、としきりにPRしていますが、本当なのでしょ

うか。  
ナンバー・ディスプレイ・サービスを申し込んで、新しい電話機を買えば、めいわく電話がかかってこなくなる、と考えるのは間違いです。受話器を取る前にかかってきた相手の電話番号がわかることもある、という程度のことです。もちろん、受話器をとるか、とらないかの判断は、自分でしなければなりません。電話に出れば豪華な賞品が当たったかも知れませんが、あるいは、しつこい墓所の勧誘だったかも知れません。まさに、自己責任ルール そのもの、といえます。

一方、ストーカーは、公衆電話からいやがらせの電話をすることでしょう。というのは、公衆電話の場合、公衆電話から だけ表示され、

相手（公衆電話）の電話番号は表示できないからです。肝心なときに役に立たないなんて、何か変ですね。しかし、これは、不特定多数のひとが使うことになっていく公衆電話の場合、この番号を通知サービスの対象にすると、逆に、このサービスを

利用している相手が、緊急に必要な電話などを拒否してしまうなど、混乱が生じる恐れがあるためです。  
（もっとも、NTTは、将来は公衆電話の情報も表示することも考えているようです。）

このようなわけで、NTTのPRは、ナンバー・ディスプレイ・サービスの利用のすべてが、個人になる場合には、ある程度は信じてよいかも知れませんが、しかし、実際は、その利用は、ビジネス利用（商業利用）にも及びます。  
したがって、このサービスの問題は、個人対個人 だけではなく、個人（消費者）対企業 の構図で考えていかなければならない、といえます。この構図で見ると、ナンバー・ディスプレイ・サービスの重要な利用目的は、企業が、電話番号

をキー（家族背番号）として、消費者個人の買物履歴やサービス利用歴など個人情報（プライバシー）を収集することにある といえます。これは、NTTが消費者・市民の個人情報を、商品 として販売することに他なりません。言い換えると、NTTのいうめいわく電話防止 の役に立つとは、ついたり と見てよいでしょう。

いずれにせよ、ナンバー・ディスプレイ・サービスについては、このサービスを利用する企業による消費者情報の濫用をどう取り締まるかが最も重要な課題なわけです。つまり、一般の電話加入者である消費者・市民を、このサービスのビジネス利用からどう守るか、が問われているわけです。

10 PIJは、今後、「回線ごと非通知」切換え運動を進めていくと聞きましたが、方針について説明してください。  
「電話は匿名でかけられる」というルールは、長い間守られてきました。しかし、NTTは、ナンバー・ディスプレイ・サービスを導入し、このルールを二八〇度変えてしまいました。つまり、「電話は匿名でかけられない」ルールにしまったのです。

このルール変更の際に、NTTは、ナンバー・ディスプレイ(旧コーラーID)サービスのねらいは、あたかもめいわく電話防止にあるかのようなPR・説明をしました。電話ルールの一八〇度転換などは、一切いいませんでした。

このため、一般加入者の多くは、電話ルールの転換とか、このサービスのビジネス利用の問題には、余り関心をもつ機会がありませんでした。また、『各加入者が、とくに申請手続きをとらない限り、そのひとの電話は「通話」と非通知』となり、したがって、このルール変更を黙認することになる、といったそそくな方法で、NTTは 加入者から確認 をとったことにしています。こうした、いわゆる ネガティブ・オプションの形の確認方法であったために、多くのひとが、NTTからきた手紙や申請書類を放っておくことになってしまったようです。

憲法には、国民が主人公(主権在民) と書いてあります。企業が主人公(企業主権) とは書いていません。とすれば、一私企業であるNTTが、一種の公共財ともいえる電話のルールを、国民にわかり易く十分に説明もしないで(いわゆる、インフォームド・コンセントなしに)、

一方的に一八〇度転換したことは重大な問題です。さらに、国民の確認、すなわち関連の法律を制定することなく、ガイドライン だけでNTTの新サービスを認可した行政・役人の責任も、きわめて重大です。

ナンバー・ディスプレイ・サービスの利用の大半が企業になることは、目に見えています。大量の消費者情報を扱うのが国の企業の多くは、情報もれを防ぐ備えが乏しいのが現実です。こうしたプライバシー意識の低い企業群に、法的拘束力のないガイドラインをつくっただけで、このサービスを自由に使わせようということですから、問題なわけです。

さらに、NTTのナンバー・ディスプレイ・サービスの企業向け説明資料によれば、将来は、単に電話番号だけではなく、電話をかけてきたひとの名前や住所なども、自動的に表示できるよつにするとのこと。そうなら、電話には、一切プライバシーがない、という大変なことになってしまいます。したがって、いまのうちにNTTのナンバー・ディスプレイ・サービスやナンバー・アナウンス・サービスを、法律で厳しく規制する必要があるわけです。

このままでは、私たち消費者は、企業ストーカー に頻繁に悩まされ

れることになるかも知れません。

そうしたことにならないよう、PIJは、NTTのナンバー・ディスプレイ・サービスのストーカー的なビジネス利用を徹底して規制するための法律制定に向けて、国会への働きかけを続けていくことにしています。その際に、EU(ヨーロッパ連合)やニュージーランドのように、民間企業一般が扱う消費者個人情報を含め規制対象とした包括的なタイプの「個人情報保護法」をつくることも考えに入れて、国会対策を強化することにしています。

NTTがサービスを開始した現在、このサービスのビジネス利用は急速に拡大していくでしょう。やがて、各所から被害の報告があるものと思えます。PIJは、このサービスのビジネス利用について、監視活動を強めていくことにしています。

NTTや、大量の個人情報扱う企業の多くは、市民や消費者の個人情報 を 利権 あるいは 商品 として見えています。NTTのナンバー・ディスプレイ・サービスは、こうした利権 や 商品 を入手する手段を合法的に 強化する、格好の手段になります。つまり、NTTのナンバー・ディスプレイ・サービスは、個人情報収集の 底引き網

な役割をになっています。

私たち市民は、個人情報を食べものにするNTTや各企業が、電話ネットワークの海 に 底引き網 を仕掛けられないようにする必要があります。そのためには、あなたも、人工漁礁（まきしよじょう）ともいえる「回線」こと「非通知」を申し込んで下さい。

電話ネットワークの海に、数え切れない程たくさん的人工漁礁 を沈めていけば、底引き網 は使えなくなりません。小魚のような私たち市民・消費者であつても、プライバシーは守れるはずですよ。

《PIJ》からのお願い

NTTのナンバー・ディスプレイ・サービスからプライバシーを守るために、今すぐ「回線」こと「非通知」の申込みをして下さい。

問い合わせは、NTT・ナンバー・ディスプレイ・カスタマー・センターまで  
0120-848521(フリーダイヤル)  
又は、局番なしの116へ

あなたの電話プライバシーを自己防衛するために



## 《PIJの活動状況報告》

# 民も官もプライバシーを 利権 化しようという状況 の中で、PIJは孤軍奮闘

PIJ事務局次長 我妻憲利

いまPIJ事務局は、とまかく忙しい。皆が他に仕事を持って手弁当でやっていることも、その理由の一つだが、もっと大きな理由が二つある。

事務局は多忙 その一  
ナンバー・ディスプレイ

についてお答えします……

一つは、今年二月一日からNTTが始めた「ナンバー・ディスプレイ」サービスだ。新聞社、雑誌、テレビと、マスコミから一斉に お尋ねの電話がかかってくる。専門的な話になると、事務局独自では対応できない。石村代表、辻村副代表とコンタクトを取らなければならない。この二人を追いかけるのが大変である。

PIJは、機関誌『CNNニュース』でイヤになる程、「ナンバー・ディスプレイ」(旧コーラーID)について問題点を指摘した。にもかかわらず、これだけマスコミからのコンタクトが続くことは、NTTのいい加減なPRのせいなのか、PIJがプライバシーを守る市民団体として評価が高まっているせいなのか、考えてしまう。

いずれにせよ、NTTや企業が、個人のプライバシーを 利権 ないしは 商品 と見て、「ナンバー・ディスプレイ」サービスをビジネス利用することに對し、マスコミが疑念を持ち始めたことは確かだ。PIJ石村代表のコメントは、二月十日の朝日新聞朝刊「家庭欄」 「番号表示、

課題抱え発信」、二月十六日のフジテレビ午後のB・T「ベスト・タイム」放映「発信電話番号表示サービス」、二月二十日発行の週刊金曜日「ハダカになるあなたの電話番号」など、広くアナウンスされている。

事務局は多忙 その二

国民総背番号制ですか？

それはですね……

もう一つの事務局を多忙にしている理由は、自治省の「国民総背番号法案」の件である。

朝日、共同など、あらゆる新聞社の記者からコンタクトが続く。まったく初歩的な知識しかない記者が自治省担当だったりして、こちらがかわることも多々ある。記者の転属、転勤が多すぎることも一因である。やはり、一所懸命に勉強をしないと、手強い自治省の振興課の役人にはかなわれないかも知れない。また勢い、ああ面倒だ と言って、自治省発表のちようちゃん記事を書かれても困る。やはり、PIJは、こうした記者にも親切、ていねいに対応することをモットウにしている。

PIJはNPOです、

役所ではありません……

新聞やテレビの取材で、考えてしまうことも多々ある。「取材してやっているんだ」といった記者が、たまに来ることである。PIJは、会員のみなさまから寄付してもらった浄財で、会報を発行し、電話代を払い、何とかやりくりしている。食糧費 は、もちろんゼロである。税金で国民を監視する仕組みを作ろうとしている自治省とはまるで違う。

PIJを役所と間違っているのか、それともNPOがどういうものかわからないのか、記者によっては、PIJ発行の資料をタダかと思つて、やたらと 請求 してくる。NHKの「クローズ・アップ現代」担当の女性記者のひどさは、いまだ記憶に新しい。資料を山のようにファクスさせたあげく、ブツツン。番組では、PIJをまったく紹介もしない……。もっとも、別の件で電話取材してきた同じ番組の男性記者は非常に礼儀正しく、紳士的だったので、念のため。

事務局も忙しいけれど、

国会議員も忙しい

また、自治省の国民背番号の件では、国会議員対策のためのアポイントメント取りに時間をさかれる。議員の先生方は、本当に忙しい。なかなか、PIJと議員との双方の時間

が合わず、苦勞する。

しかし、こんな苦勞をしても議員に会うとおもしろい。すぐ自治省に電話をかける先生、熱意を協調する先生、役所に抵抗するのはムダという顔をする先生と、実に多士済済だ。ただ、私たち国民が立法府に選んだはずの国会議員が、行政府・役人への単なるロビイストと化している状態には驚く。

立法権を議員・国民の手に、取り戻そう

「小さな政府」、「行政改革」は当然と言えども、立法権を行政府の役人が完全に手中に収めてしまっている状況では、無力感すら感じてしまう。ほとんどの法律は、行政府の役人がつくる、いわゆる「政府立法」だ。文字どおり国会議員がつくる「議員立法」など、数えるほどしかない。また、その議員立法も、与党NPO法案のように、法案づくりを行政府に丸投げし、形だけ議員提出法案としているケースも少なくない。こんな状況では、「小さな政府」にしたらず、法案がでてこなくなってしまうのでは、と心配してしまふ。事態は、本当に深刻である。

ちなみに、「国民総背番号法案」も、自治省の役人が作文した政府立法だ。

PIJは、自民、民主、民政、社民、自由、共産、新党平和など、各党のキーマンに会い、学習教育活動を続けている。いわゆる、リベラルに属すると思われる議員でも、ただのサラリーマン化した議員がいたり、保守を自認する議員でも「番号監視に嫌悪感」をあらわにする方がいて、思わぬ「ヒット」に感激することもある。

こちらは無給、あちら(役人)は高給

自治省も、ウソとマコトをこつちやにした資料を作って、議員の教育に懸命のようだ。良心派の議員の方から、自治省が作った資料がPIJに送られてくる。また、この問題についてよく勉強されている議員からは、PIJへの具体的な資料提供要請が頻繁にくる。

一般に、国民一人ひとりにガイドを付けて、公権力が、各人のプライバシーを商品あるいは自治省の利権のように管理する法案に、積極的に賛成する議員はほとんどない、といってよい。問題は、行政府・役人さらには所属政党の作った「お任せコース」に乗って、自分の意見を何も言わないサラリーマン化した議員の存在だ、といえる。ま

さに、国会内でのサイレント・マジオリティの存在が問題なわけだ。国民の声を議員に届けるのも、事務局の仕事

さらに、自治省の背番号制の件では、弁護士会、出版界、労働界、各種市民団体と、各界との連絡。調整、シンポジウム開催などの仕事が続く。やはり、一般国民の声は、大切である。こうした声を、マスコミや出版物を使ってどう広め、国会議員などに届けるかも、PIJ事務局の重要な使命と肝に銘じている。

たとえば、日本評論社発行の『法律時報』編集長あてに、背番号問題を取り上げるように申し入れを行ったのも、こうした活動の一環である。

いまだ、この民主的な法律雑誌はまったく音さたなしたが、自由人権協会にも申し入れをしている。こちらはスローながら、声明は出すようだ。

また、自治省のように、役人の見方なのか、そもそも自らが役人になつたつもりなのか、しばしば考えさせられるところにもコンタクトは行っている。

プライバシーを守る活動を もっと力強く

「プライバシーは、私たち一人ひと

りの権利 ないしは 財産 であり、行政や企業の 利権 ないしは 商品 ではない」、がPIJの運営方針である。PIJ事務局は、今後とも、この方針に忠実に、組織の運営、各界との連絡・対応に努めたい。会員、マスコミ、議員、職業団体、市民団体など、各界の皆様方のさらなる協力をお願いする次第である。今年も、PIJは、国民の側にたつて 強さへの挑戦 を続ける。

(わ)

会費の送金をお願いします。

本号に郵便振替用紙を同封しました。

正会員 年会費10,000円

購読会員 年会費 3,000円

郵便振替口座

00140-4-169829 ピー・アイ・ジェー(PIJ)

「PIJの活動状況報告」

PIJは孤軍奮闘

報告

PIJ主催シンポジウム

『自由な社会を守るために』 Part 2 つぶそつ！ 国民総背番号制・国民皆登録証制

自由主義をまもる立場から保守の側が、自治省の構想に反対するのがすじ…

去

る九七年十二月四日、衆議院第一議員会館・第四会議室で、PIJ主催シンポジウム『自由な社会を守るために』つぶそつ！ 国民総背番号制・国民皆登録証制』が開催され、各マスコミ、九十名以上の市民が参加。

当日のパネラーは次のとおり。

(肩書き、所属政党はいずれも当時、敬称略・発言順)

《司会》

PIJ副代表 辻村祥造

《基調報告》

PIJ代表 石村耕治

(朝日大学教授)

《パネラー》

衆議院議員 春名直章 (日本共産党)

衆議院議員 上田 勇 (新進党)

衆議院議員 上田清司

(フロムファイブ)

衆議院議員 河村たかし (新進党)

(当初、出席を予定されていた安住

PIJ主催シンポジウム『自由な社会を守るために』

しかし、自治省の構想は、こういつた 普通の のひとびとも 悪いひととも、ひっくるめて国が管理しようというもの。」と意見表明。

上田清司議員は、「いま、選挙活動をやるうとすると、たとえば、宣伝カーの走るコースを事前に警察に届け出たそのとおり走らなければいけない、車を勝手にとめて演説してはいけない、という状況がある。これでは、選挙活動をやるな」と同じだ。つまり、役人の頭には、国民は管理するもの、という意識しかないわけだ。こんなところに、一人一番号とかで、おまけにカードまで持たされたら、どこへいっても役人の監視の目が光っている、ということになりかねない。私は、人間の尊厳や精神活動の自由を徹底して守るために、自治省の構想に反対していきたい。」と発言。

最初に春名議員が、「自治省の住民基本台帳法改正の動きを、日本共産党としても、真剣に受けとめている。民主主義に対する重大な挑戦であり、共産党としても、反対の活動を展開したい。また、河村議員をはじめ、新進党のみなさんとも、共闘できる場面があれば、いっしょにやっつけていきたい。」と発言。

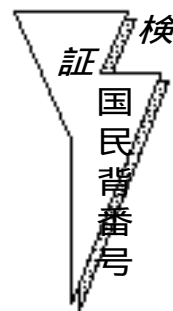
上田勇議員は、「自治省の構想を説明すると、どうして番号がいけないのか、悪いことをしていなければかまわないのでは、との意見の人が多い。

役人がよってたかって、内容をとんでもないものに変えてしまつ。こういつた国会無視というか国会軽視、ひいては国民をバカにしたやり方を、是非あらためさせなさいかん、そう思つてる。」と発言。

続いて、会場からの質疑、全国青年税理士連盟、全国青年司法書士協議会、青年法律家協会弁護士部会などの職業家団体、フライバシー・アクションなどの市民団体、などから意見表明・決意表明がおこなわれた。最後に、『自治省の国民総背番号を許さない』との、特別決議を採択して、シンポジウムは終了した。

(た)

同封の写真



[Data-0025]

**高額買受け!**  
 フロッピー、一覧表、ハガキ、企業伝票類、DMラベルのコピー等、どのような形式でもOK!  
 高額・即決・現金取引!  
 秘密厳守  
 全国どここのエリアでもOK!  
**安価販売!**  
 ご希望の名簿お問い合わせ下さい。貴社の売上に直結する即効性ある名簿・データを販売!  
 同業他社顧客名簿、通販キャリアデータ、各種顧客データ、会社データ、幼児から大学生データ、全業種データ。  
 リスト・原票コピー、DMラベル、フロッピーどれでもOK!  
 超特殊リスト数千種類、一億件以上保有。  
 お申込・お問い合わせは、  
 インターネット (<http://www. ....>)  
 又は 0120 x x x x x x  
 これは、あのNTT発行のタウンページ(ダイレクト・メールサービス)

に掲載されている、いわゆる 名簿業者の広告例だ。これらの、公然と名簿(個人情報、プライバシー)を販売する正当な業者に、多彩な方法で各種の名簿を持ち込んでいるケースが、最近相次いで報道されている。

さくら銀行の顧客データ流出 (98・1・5 毎日新聞)  
 女性9万人の個人情報流出 (98・1・29 朝日新聞)  
 高島屋顧客50万人の情報 (98・2・6 朝日新聞)

これらの事件を、名簿業者のカタログ風に書き出してみる。

さくら銀行の顧客名簿あります  
 「収録データ」さくら銀行(東京都千代田区)が顧客に国債の満期日を知り知らせるために使う「期日案内」と呼ばれるシステムに収録されていた、支店名、顧客番号、氏名、電話番号、住所、生年月日、勤務先などの他、電気などの公共料金振替の有無や、普通預金・月末残、マル優申告額、住宅ローン・月末残、顧客事故コードなど、きわめて重要な家計情報もあります。  
 「収録件数」約2万件。  
 「データ提供者」同行の関係会社で、システム開発業務を行う「さくら情報

システム」が新しいシステムの開発を委託したソフト会社の社員。  
 「販売価格」名簿業者は、「過去に例のないほどの、広範囲で重要度の高いデータのため公開(販売)は控えている」。

「提供媒体」未定  
 「販売方法」未定  
 「入手経路」委託先ソフト会社の社員  
 「管理体制」さくら銀行によれば、元のデータには、専門職の行員しか接触できない、データを引き出すには専用カードが必要など、同行内および「さくら情報システム」内部からの漏えいはいずれも得ない、という。  
 ただし、ある業者は「情報処理が高度化するほどデータをコピーして持ち出すことが容易になっている」と話す。

「違法性」今回のさくら銀行のケースは、「紙」ではなく、FDやMOでばう大なデータを手軽に持ち出した、さらに悪質な事例。  
 さくら銀行側は、「委託先まで管理届か」と、被害者としての立場を強調、何ら罪を問われていない。  
 その後、委託先のソフト開発会社社員を、業務上横領容疑で逮捕。さらに、この流出名簿データをインターネット上で公開するとしてさくら銀行から現金(入会費二十万円、会費

百二十万円、名簿買い取り代)を脅し取るうとした名簿会社・名簿図書館社長を、恐喝未遂で逮捕。

「容姿ランク付き」の女性派遣社員情報売ります

「収録データ」大手人材派遣会社「テンプスタッフ」(本社・東京都渋谷区、篠原欣子社長)に登録している全国の女性九万人分の氏名、住所、電話番号、生年月日と「A、B、C」と付けられた容姿評価  
 「収録件数」二十〜四十代の女性九万人分。  
 「データ提供者」同社と契約で同社のシステム開発を担当していた男性(二八)。

「販売価格」九万人分五万五千円で数十人が購入。  
 「提供媒体」FD?、インターネットからダウンロード?  
 「販売方法」神奈川県個人がインターネット上に開設したホームページ(すでに閉鎖)上で申し込む。  
 「入手経路」データ提供者の男性が、ホームページの入会金(一万円)の代わりに「名簿」を提供。  
 「管理体制」テ社は「再発防止のためにシステム監査の体制をつくり、定期的に解析・監督をしていく」という。  
 「違法性」テ社は、「名簿」を持ち出

日本は名簿業者と名簿購入者(企業)双方の情報天国

## 日本は名簿業者と名簿購入者（企業）双方の情報天国

## 高島屋の顧客データ販売中

した男性と外注業者に対し法的措置（内容不明）を進めるといふ。この男性は「データベースを作成する練習データ用に自分のノートパソコンのディスクに名簿を入れた」と話している。

そもそも、テ社が女性の「容姿評価ランク付き」の名簿を作成・保有していたことについて、同社に登録している三十代の女性は「許せないし、怖い。仕事の技能と関係ないことでランク付けまでされていたなんて」と怒っている。

市民団体「派遣労働ネットワーク」代表の中野麻美弁護士の話。「派遣社員は経理やパソコン業務など仕事の「専門性」で評価される存在だ。身だしなみといった専門性とは無関係の項目でランク付けされるのは派遣法の趣旨と異なる。企業が一方的に個人情報把握し、本人の知らない評価をし、それが本人の了解なしで外へ流れてしまふ。「派遣」という働き方が増えていくなかで、早急に自分の情報を自己管理できるルール作りが必要だ」。

同ネットワークでは、被害を受けた人の声をまとめ、防止対策などを労働省に要請するといふ。

つまり、新聞記事で見ると限り、警察・司法当局は、捜査を開始していない（根拠法令がない？）。

「収録データ」大手百貨店・高島屋（本社・大阪市）の「タカシマヤ友の会」に加入し、同店の買い物カードを持っていて全国の会員に関する、氏名、住所、生年月日、電話番号と、どんな積み立てのコースを選んでいくかの情報。

「収録件数」同会に加入している顧客データ約三百万人分の一部、五十数万人分。

「データ提供元」高島屋の顧客情報をコンピュータ管理している本社システム部の男性社員（三六）。名簿業者に計五十万円で売られた。名簿業界関係者によれば、「この値段は、格安。高島屋の顧客名簿なら、ダイレクトメールとして価値が高い。一件で十円（今回なら五百万円）はするのではないか」といふ。

「販売価格」お問い合わせ下さい。

「提供媒体」冒頭の広告にあるように、購入希望者の申し出た媒体（紙、FD、MOなど）で販売中。

「販売方法」業者へフリーダイヤル。

「入手経路」男性社員が、磁気テープに移して持ち出し、業者がコピー。

「管理体制」名簿が持ち出された九五年十月ごろは、「パスワードなしでコンピュータ室に入れる、コンピ

ューターから情報を引き出した際の記録が残っていない、出入り口でのチェックも不十分で、大型書籍ほどの大きさの磁気テープを持って出た際にも気付かなかった」といふ。

「違法性」情報は名簿業者からダイレクトメール業者などに転売され、回収できていない。高島屋側は、持ち出した社員は懲戒解雇したが、顧客への事情説明はしていなかった。

個人情報を買収する名簿業者は、都内などに数十あるといわれる。しかし営業の実態はほとんど分かっていない。その多くは、「所在明かさぬ名簿業者 電話だけで営業」という状況である。したがって、今回も、刑事事件にはなっていない。

## 個人情報保護法の強化が急務

高島屋の顧客データ流出事件を報じた朝日新聞の解説が、これらの個人情報・プライバシー商品化と、どう同取り組むべきかを、適切に示している。

「一九八八年に成立した「個人情報保護法」の対象は、政府が持つ電算処理情報に限られている。

顧客データなど、膨大な個人情報保有する民間企業を規制する法律は皆無といってよい。通産省などが強制力のないガイドラインを公表し

ているが、多くの企業では情報管理の内規すらないのが実情だ。

顧客データを他の目的に二次利用したり、外に漏らしたりすれば、「不法行為」になりうるという意識は極めて薄い。会社のデータが持ち出されても、そのこと自体を処罰する規定がない。窃盗罪は目に見える「有体物」が対象で、情報には適用されない。高島屋の場合、持ち出したテープを後で返しており、同店も「捜査当局に相談したが立件は難しいといわれた」といふ。

個人情報はいつたん漏れると、大量に複写されて流通するため、回収は事実上困難だ。民間企業をカバーする個人情報保護法の制定と、情報流出に対する罰則の創設が急務だ。（傍点編集部）

つまり、日本は、「名簿業者」と名簿購入者（一般企業など）の両方にとって、あらゆる名簿が「合法的」に入手できる 情報天国、消費者市民にとってはプライバシーがねらわれる、情報地獄 といふわけ。

こんな恐ろしい社会に、個人情報の収集をもっと便利で確実にする自治省の国民総背番号構想を、あなたは、許してもいいのですか？

シンポジウム - 国民一人ひとりの尊厳と自由を守るために - Part

# つぶそう！ 国民総背番号制・国民皆登録証制

～自治省の住民票コード、住民基本台帳カード導入法案の廃案に向けて～

主催 PIJ プライバシー・インターナショナル・ジャパン

日時：1998年3月26日

午後2時～5時（受付開始1時30分）

会場：衆議院第一議員会館 第1会議室

（当日は、午後1時30分より午後2時30分まで議員会館ロビーに案内があります。）

どなたでも、自由に参加できます

自治省は、コードとカードの導入をはかるため、2月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律案の骨子」を公表し、今国会での法案成立を目指しています。

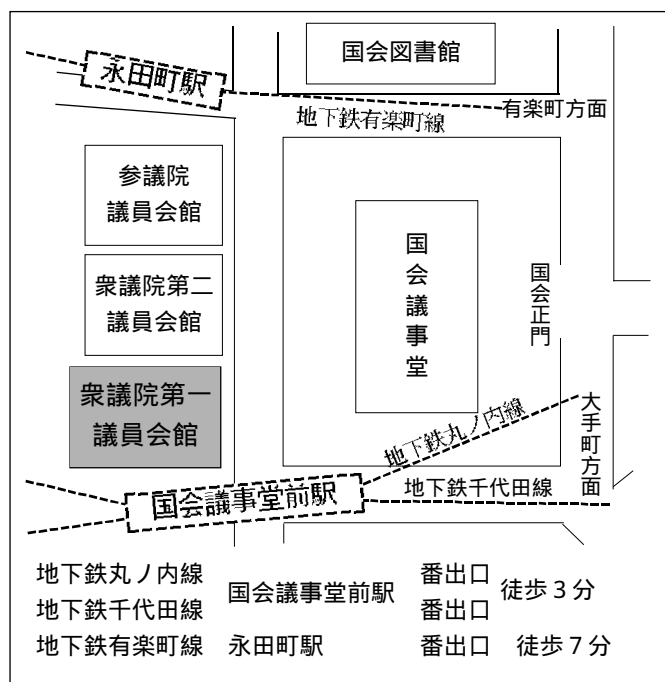
私たちPIJはこれまで、衆参両院の多くの議員・政党、マスコミそして日本弁護士連合会をはじめとした、いろいろな団体に対して自治省の構想の危険性を訴えてきました。

すべての国民を識別できる“番号”がいったん導入されれば、もう引き返すことのできない役人・行政による監視社会への道を突き進むことは、目に見えています。また、携帯は自由のはずのICカードは、いつのまにか、自分のすべてを証明するデータを記録した“国民皆登録証”となっているでしょう。

私たちは、何としてもこの法案を阻止すべきであると考えます。皆様、ぜひともご出席下さい。

PIJ代表 石村 耕治

お問い合わせは、下記のPIJ事務局まで。



編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)  
 東京都豊島区西池袋3-25-15IBビル10F 〒171-0021  
 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by  
 Privacy International Japan (PIJ)  
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro  
 Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan  
 President Koji ISHIMURA  
 Tel/Fax +81-3-3985-4590  
 1998.3 発行 CNNニュース No.14

**入会のご案内**  
 入会いただいた方には、季刊CNNニュース（年4回刊）をお送りします。  
 年会費 正会員10,000円、賛助3,000円  
 （ともに年間購読料 3,000円含む）

**NetWorkのつぶやき**

- ・名簿業者によれば、顧客（企業）のどんな要求にでも応えて、“適切な”名簿を揃えるという。
- ・日本最大の名簿は、やはり「住民基本台帳」。これからは、指定情報処理機関が通販する時代？ (T)